

(第一類 第二号)

衆議院 総務委員会

議録 第六号

(八六)

平成二十二年三月一日(火曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

委員長 近藤 昭一君

理事 稲見 哲男君 理事

理事 黄川田 徹君 理事

理事 福田 昭夫君 理事

理事 大野 功統君 理事

理事 小川 淳也君 理事

理事 大谷 啓君 理事

理事 逢坂 誠二君 理事

理事 小室 寿明君 理事

理事 高井 崇志君 理事

理事 寺田 學君 理事

理事 野木 実君 理事

理事 藤田 憲彦君 理事

理事 若泉 征三君 理事

理事 赤澤 亮正君 理事

理事 佐藤 勉君 理事

理事 橋 慶一郎君 理事

理事 森山 裕君 理事

理事 稲津 久君 理事

理事 重野 安正君 理事

総務大臣政務官 総務大臣政務官

政府参考人 (総務省自治行政局長) 政府参考人

政府参考人 (財務省大臣官房審議官) 政府参考人 (財務省大臣官房審議官)

第一類第二号

総務委員会議録第六号

平成二十二年三月一日

総務委員会専門員

大和田幸一君

委員の異動

三月二日

辞任

寺田 學君

同日 辞任

寺田 學君

村越 祐民君

寺田 學君

補欠選任

寺田 學君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

地方税財政基盤の早期確立に関する件

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

過疎対策の推進による過疎地域の自立促進に関する件

○近藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として総務

省自治行政局長久元喜造君、自治税務局長岡崎浩

巳君及び財務省大臣官房審議官田中一穂君の出席

を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○近藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、

政府参考人 (財務省大臣官房審議官)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務大臣政務官)

政府参考人 (財務省大臣官房審議官)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (財務省大臣官房審議官)

政府参考人 (総務大臣政務官)

特に所得税と法人の負担の見直しをして財源を確保していく必要がある、そのように考えておりまます。時間の関係で、ここは質問じゃなくて意見だけを述べておきたいと思います。

次に、不公平な税制、アメリカで始まりましたレーガン税制でありますけれども、その税制について原口大臣と峰崎財務副大臣に御質問をいたします。

資料をこちらにいただきたいと思います。この資料は、不公平な税制をただす会・財源試算研究会が試算した数字でございます。

まず平成十九年度分であります、国と地方を合わせて、不公平な税制を正すと、何と二十一兆八千億も税金が入るというんですね。平成二十年度であります、二十一兆円税金が入る。一番最後のページでございますが、平成二十一年度でございまして、不公平な税制を正すと、何と国と地方を合わせて十九兆八千億円もの税金が入る、実はこういう試算をいたしております。

これによると、不公平税制つまり、小さな政府を目指して大企業と高額所得者への税負担を軽減し過ぎた、やり過ぎたということなんですね。これを是正すると、国、地方合わせて二十兆円の税財源が確保できるという試算をしているんですね。

私も、実は、頑張る人が報われる社会は原則大賛成であります。しかし、過ぎたるは及ばざるがごとしという教訓もあるんです。したがって、まず景気をよくしたら、消費税を云々する前に、少なくとも私はこの半分、二分の一、国、地方合わせて十兆円の税財源を確保できるような税制改正をやはりすべきだと思うんですね。十兆円というお金は消費税にすると四%分です。これだけの税源をしっかりと、まず、消費税を議論する前に。

なぜかと申し上げますと、消費税を上げると景気は確実に悪くなります。そういうことを考えると、こうした税金を負担する能力のある高額所得者や大企業からそれなりの負担をしていただく

というのが、より公平、公正な税制だと思つておられます。時間もなくなりましたのでお願いします。その租特のPTをつくって、これは隠れた補助金とも言われるようなものでござります。

また、個人住民税については、地域社会の会費税はできるだけフラットであればあるほど、わかりやすければわかりやすいほどいですけれども、しかし、おっしゃるように、累進性というところで問題を抱えているものも幾つもありますので、引き続き税調で議論を重ねていきたい。

大事な御視点だというふうに考えております。○峰崎副大臣 いつも貴重な御提言をいただいておりまして、ありがとうございます。

今原口大臣からお答えをいただいたわけでございますが、それに、私自身の立場からすると、特に八〇年代の半ばぐらいから、やはり相当、レーベンやサッチャヤー、日本でいえば中曾根、そういう流れが明らかにこの税制改正の中に私は流れていると思います。その意味で、よく言われる、トルクルダウン効果と言われますが、これが本当に機能したのかということを含めて、私はやはり再検討しなきゃいけないというふうに思つております。

その意味で、御指摘なさった点は、今、税制調査会の専門家委員会で、まず八〇年代のそういう世界的な、ある意味では税の思想が変わってきていますから、それは一体私たちの国民生活にどういう影響を与えたのか、どういう問題があつたのか

か、こういうことをしっかりと論点を整理していくまして、こうしたことに対しても、原口大臣と峰崎副大臣の御意見をお伺いしたいと思います。

○原口国務大臣 これは税調でも、今福田委員の御視点で議論をしました。特に、今年度の予算の中に反映しているものは、租特、租税特別措置法がござります。

また、個人住民税については、地域社会の会費税源の偏在の縮小に資するという観点から、平成十八年度改正における所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、一〇%、これはフラットにしたわけです。

税はできるだけフラットであればあるほど、わかりやすければわかりやすいほどいですけれども、しかし、おっしゃるように、累進性というところで問題を抱えているものも幾つもありますので、引き続き税調で議論を重ねていきたい。

大事な御視点だというふうに考えております。○峰崎副大臣 いつも貴重な御提言をいただいておりまして、ありがとうございます。

今原口大臣からお答えをいただいたわけでございました。

それから、何といつても一番大切なことは、テレビやマスコミが、新たな税財源は消費税を増税するしかないと言つてはいるようあります。これが何となくないと言つてはいるようあります。このことは全くないんだということをぜひ政府税調として認めて、大いにPRをしていただければというふうに思つております。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○原口国務大臣 秋葉委員にお答えいたします。

まさに、この四年間で総人件費を二割削減する、そのためには幾つかの思い切った変革が必要です。三つぐらいあると思います。一つはICT化して電子政府化する。仕事そのものを仕分けていく。もう一つは、今委員がおっしゃる地方への移管。

総理がお話をしたのは、単に数だけそこに移しただけでは改革になりませんね、お金をつけて移しただけでは改革にならない。仕事そのものも仕分けなきやいけないし、国と地方で、例えば地方支分部局の例をとりますと、そこで重複しているものもある。重複しているものをそのまま地方に移管したら、それは地方にとっては過重な人員を抱えることになりますので、そんなことはしない。

多分、委員は、中央が抱えているものを地方にいかざるを得ないとと思うわけであります。国家公務員は三十万人おられますけれども、六割強の二十一万人は地方の出先機関で働いているわけでありまして、これの身分を国家公務員から

ら、支分部局はお金も上げませんけれども受け取つてくださいといふことでは、それは地方に赤字をつけかえただけだ、このことを總理はおつしやりたかったというふうに考えております。

○秋葉委員 端的に伺います。結論として、国の出先機関を統廃合して見直す際に、その人件費を地方側に押しつけるということはないんですね。そこは確認しておきたい。

○原口國務大臣 それではありません。

○秋葉委員 明言をいただきましたので、この四年間の成果を楽しみにしたいと思いますし、我々もいろいろなプラン、アイデアがありますので、具体に提言をさせていただくて改革できればいいと思っております。

さて、これは民主党政権になつても、やはり地方への財源の手当では本当に厳しい状況にあるなと。交付税もいろいろ増額措置はされておりますけれども、臨時財政対策債も、この委員会の議論でもずっとござりますように、積み上げで、二十兆円がもう二十四・六兆円にもなつてしまいました。対前年比でのプラス幅も一七・三%ということで、二〇〇一年から特会をやめてこの制度を導入してきたわけですが、伸び率では一番高いわけですね。そしてまた、発行額も過去最大になつてゐるわけです。

国の財政スキームもそうです。我々も与党のときには財政再建プログラムで、二〇一一年にプライマリーバランスを達成するんだという目標でずっとやつてまいりました。私は、この地方の税源確保の問題も、法人一税が落ち込んでいる中で、基本的には税制の抜本改革をして、安定財源を確保できるような道筋をつけていかなければいけない。たまたま総務大臣は、今、政府税調の中で代行だつたですか、副会長というかナンバーワンのいわば役どころにいるわけですから、大臣のお話を聞いていても、地方消費税を含む偏在性の少ない財源でやつていくんだと明言をしているわけですから、この四年間の中でも、そつとした地方税制の抜本改革を目指してぜひ努力していただきたい、こ

う思うわけです。

その一方で、これはだれが大臣に就任しても、

これが一番大事だと思いますので、ぜひ同志として御協力をお願いします。

○秋葉委員 とにかく大事なのは、何とか地財計画にこたえて、対応して、交付税もふやしたといつて胸を張つてみても、現状の本質は、いわば

ら、これから、例えば臨時財政対策債なんかの発行のスキームというんですか一つの指針というのを、こういう考え方で、こういう配慮でやつ正在つてもだめだと私は思つんですね。ですかうと、青天井にならないような工夫というのをしっかり考えていくべきだと思うんですが、その辺は、大臣として担当者にどういう指示を出してくるんですか。

○原口國務大臣 秋葉委員とは同じ松下政経塾で学びましたので、政経塾で学んだことをそのまま言つています。

一つは、人を生かしてください。それから臨財債については、ことし確かに過去最大ですけれども、地方の努力と今回乗つた部分とがちゃんとわかるようにしてください。つまり、借金の見える化ですね。

二つ目の指示は何かと云うと、この臨財債を使うところと、交付税のいわゆる生のお金を使うところを分けてください。つまり、臨財債で措置できるところは、一部には大変申しわけないけれども、比較的財政の余力のある都道府県を中心に、それから交付税は、まさにより小さい、あるいはより財政力の弱いところを中心に、そういう配分の仕方をしてください。

いずれにせよ、この間、税収の弹性値を一・一、それから経済成長率一・七五、三・五といふ、財政の中長期の後年度負担試算というお話をしましたけれども、秋葉委員、やはり税の基本は成長なんですよ、暮らしなんです。民のかまどから煙が上がつてないで税が上がるなんということは絶対ない。だから、私たちは国民を温め、将来国家百年の計を示して、そしてビジョンを数値化しなさいと今言つています。

この十年で何をやるのか、この五年で何をやるのか、そのためにどのような戦略が必要か、この

ことが一番大事だと思いますので、ぜひ同志として御協力をお願いします。

○秋葉委員 とにかく大事なのは、何とか地財計画にこたえて、対応して、交付税もふやしたといつて胸を張つてみても、現状の本質は、いわば

借りた食いをしてやりくりをしているということがあります。このことが一般の方には見えない中で、事務方で調整させていかないと、結構困るんですね、地方債のマーケットもある。そこで、今委員がおっしゃっているように、財政赤字井にならない一つのスキームを何かしら今後示すのがどんどん累積をして、地方においても大変な負担になつてくるわけでございますので、今後の検討の中でしっかりとスキームを示していただきたいと、お願いを申し上げておきたいと思いま

す。

それから、個人住民税の扶養控除廃止の問題について次に伺いたいと思います。

残念ながら、マニフェストに掲げた公約がすぐ達成できるものではもちろんないとは思います。が、民主党政権になつて国民党もいろいろ期待はしましたなどと思うんですが、やはり非常に公約違反が目立つてすることは事実だと思つんですね。天下の問題もそうですし、ガソリンの暫定税率の継続の問題もそうです。

個人住民税の扶養控除廃止の問題も、マニフェストには一切出でていない話なんですよね。いわゆる所得税の扶養控除廃止というのはマニフェストの中に掲げられておりますけれども、個人住民税にまで、明記されてないのに、なぜ今回これをそもそも廢止することになつたのか。これは、特定扶養控除の上乗せ部分とあわせて廃止になつてゐるわけすけれども、マニフェストに書いてないことをなぜやるようになつたのか、明確に伺つておきたいと思います。

○秋葉委員 残念ながら、その大臣の説明ではやがて総合的に判断した結果、廃止するということがなつたものでございまして、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○秋葉委員 残念ながら、その大臣の説明ではやはりすとんと腑に落ちないわけですね。よほど税財源を確保するのが難しかつたんだろうと言わざるを得ない。

大臣も御存じのとおり、平成十九年の税制改革で、所得税から個人住民税への税源移譲、三兆円やつてゐるわけですよ。あのときには、地方税財源の独自性をふやそうということで、地方の取り分をふやす改革をやつてゐるわけですね。ですかく、そもそも、ぽんと個人住民税は地方税としてはふえたわけですね。それで、もちろん控除分をなくせばさらに手取り分がふえるということにはなるわけすけれども、三兆円も既に我々は改革をしてきてるわけです。

特に私が問題だと思うのは、二十四年度からの実施にはなるんでしようけれども、示されている税収の見込みが、都道府県税、市町村税合わせ

て、一般扶養控除の分で四千億円ちょっとになつてゐるわけですね。これはある意味では子ども手百歩譲つても、これはそういう相殺分で見ることができるという言い逃れはできると思うんですが、特定扶養控除の見直しについては、これはもう本当に不公平感が出てくる問題ですよね。つまり、特定扶養控除の対象になるのは十六歳以上十九歳未満ですから、全く子ども手当は支給されない。そして控除もされなくなる。つまり負担がふえるわけですね。こういう不公平感というのは税調でどんな議論になつたんですか。

しかも、税収を見たつて三百九十二億円しかないわけですよ。もちろん大金ですけれども、そういう大きな、子ども手当に回したり、大きな税財源になるというほどの規模にはなつていなかつてくださいないと思うんですね。どう考えていますか。

○小川大臣政務官 少し技術的な点が伴いますので、お答え申し上げたいと思います。

特定扶養控除につきましては、これは直接関連づけるものではございませんが、やはり高等学校の無償化に向けた取り組みとの兼ね合いで、税制調査会の中では議論をいたしてまいりました。

○原口国務大臣 今、これは特定扶養控除を全部なくしたわけじゃないですね。十九歳から二十二歳、四十五万円、これは残つている。今回廃止したのは、特定扶養控除三十三万円は残つているだけれども、いわゆる上乗せの十二万円分を倒しているわけですね。

つまり、ここについては高校の無償化が入りますねと。そのとき、秋葉委員、私たち秋葉委員と同じ議論をしたんですよ。では、高校に行かせていない人たちはどうなるんですか、そのパートはどれぐらいだ、そこにどのよくな手当てをするんだといふことも議論しながらこの決断をしているということも御理解ください。

○秋葉委員 いずれにいたしましても、平成十九

年の税源移譲の改革というのは非常に重いわけですが、この部分に関しては、相当自主財源として措置しているということはやはり銘記していただきで、そして、より所得の弱い人たちには配慮する

ようなことが大事だと思うんですね。

民主党政権になつて、いろいろなことの中で選

択と集中が大事だということをよく言うんだけれども、選択と集中が本当に必要なのは給付面です

ね。歳出面における選択と集中ということをしつかり見きわめていかない、私はやはり悪平等み

たいになつちやうんだろうと。必要な人も、必要でない人も均等に手当てるという考え方が本当

にいいのかどうか。これは税制全体の議論ともつながつてまいりますけれども、しっかりとその辺も踏まえて今後対応していただきたいことを申し上げておきたいと思います。

それから、本当にまつと細かいことで伺いたいことがありますけれども、時間がございませんので、次の質問に参りたいと思います。

自動車関連の暫定税率の廃止の問題も、何人かの委員から議論がもう既に出ておりますけれども、これも明確なマニフェスト違反、公約違反になるわけですね。民主党の皆さん、あれだけガソリン値下げ隊とかと、のぼりを立て、何か選挙のときのように自転車も仕立てて街頭演説されていた姿を思い出します。國

民はこれを大分支持して、票を入れたという人も多いと思うんですが、あつさり実力者のツルの一

声で継続になつたわけであります、当分の間続

けるということで各委員が質問して、それにいろいろ大臣も答弁なさっていますが、いまいちすこ

と理解できないものですから、当分の間という

のは早いですよ。確かに総理が謝罪をし、私た

ちもガソリンの税のところを下げる、そういう

思いでしたけれども、一方で、やはりこの部分に

つがあるんです、當時、党内のいろいろな議論の

中で。

○原口国務大臣 これは、秋葉委員、まだ判断するの

は早いですよ。確かに総理が謝罪をし、私た

ちもガソリンの税のところを下げる、そういう

思いでしたけれども、一方で、やはりこの部分に

つがあるんです、當時、党内のいろいろな議論の

中で。

これを廃止できなかつたのは事実だし、これは

多分、当分続くというか続かざるを得ないんです

ね。ですから、私は、ここでしつかりその必要性

を国民に訴えて、本則に戻すことも考えていくべ

きじやないかと思いますけれども、どう思いますか、大臣。

○原口国務大臣 それこそ私たちは、直轄事業負担金を廃止して、暫定税率の分を下げようという

ことを言つてきたわけです。今回、いわゆるぼつたくりバードと言われて直轄事業負担金については事務部分を廃止することができました。全

体までは廃止に行つてない。

秋葉委員がおつしやる議論も、私は一つの議論だと想ひます。そういうものを正直に国民の皆

さんにお示しをさせていただいて、あるいは地方税ということができないか。例えばEU基準だと、

今の税率よりも大体五パーぐらい下がるんですけどね。それぐらいのところで、地方環境税というこ

とで来年度に向けて議論をできないか、こう考えているところでございます。

○秋葉委員 結論からいうと、それは国にとっても地方にとつてもやはり切れなさい税財源だった、

こういうことじやないかと私は思つんですけどね。それが適正な税率であるかとということをしつかりと説明していく。逃げない姿勢こそ大事だと思いま

す。

ただ、増税が責任ある立場かというと、私はそ

う思つていません。私の師匠さんの、あなたもそ

うですけれども、松下幸之助さんは無税国家論と

いう意見も國、地方協議の場で取り入れながら、ど

ういうことを言つていたわけです。先ほど福田先生

がお話しになつたように、ダム式経営をやつてけば将来は無税国家になるんじやないかと。(秋葉委員「結構です」と呼ぶ)いや、これは大事なと

ころなんです。増税こそすべてだという考え方か

らは距離をとつておきたいと私は思つています。

○秋葉委員 もちろん、松下幸之助さんは、国民党から税金を取るのが当たり前だと思つてゐる政治家は失格だと、厳しいことを我々御指導いただいたわけでございますから、そういう意識を持つの

はもちろん大事なんですが、ただ、現実に困るの

は地方であり、財源なければ政策なしという現状

があるわけですからね。

ですから、意外と、これを引き上げるときにもなかなか国民の皆さんに御理解いただけなかつた

のは、先ほど申し上げましたとおり、揮発油税も軽油税も、租税負担率は実は日本は高くな

いんだからね。

○原口国務大臣 そのとき議論しました。今いき

なりの御質問ですから、後で調べてお答えしますが、下の方でしたね。逆に言うと、今回エコカー減税とかなんとかをやっていますから、その分でいうと暫定税の部分はもう下がっている、そういう認識をしています。

○秋葉委員 今御答弁いただいたように、O E C D の諸国で見ても、例えばガソリン税で見ても、一リットル当たりの税負担割合が大体半分で、O E C D の二十九カ国中二十三位なんですね、税負担率は非常に低いということなんです。軽油税で見ても、日本はリッター当たり三十二・一円なんですね。一番高いのがイギリスで、リッター当たり百四円ぐらいい負担している、フランスもリッター当たり六十七・三円、ドイツも七十四・三円ということで、日本は、そういう意味では粗税負担率はむしろ低く抑えているわけです。

ですから、そういう意味で、暫定の部分というのを暫定として上乗せするのではなくて、本則として考えていくというようなこともやっていかないと、代替措置ができるべきですけれども、長く安定的な財源として確保していかざるを得ないんだろうと私は思っておりますので、ぜひ、当分の間税ということで逃げるんじゃないなくて、今後どうするのか、はつきりしていくいただきたいなと思います。

それから、たばこ税の引き上げについても同じなんですね。これもマニフェストに書かれていたわけじゃないんですね。やはり幾ら事業仕分けをしても、結果的に、税源確保が難しくて、取りやすいところから取ろうというような結果のあらわれじゃないかなと私は思うんですね。

特に、御案内とのおり、たばこ税も過去十年間の間に三回引き上げられてきて、何か税源確保できなくなると、たばこがいつもやり玉に上げられてきた歴史があるわけですね。平成十一年、十五年、十八年と上がってきたんですが、いずれも八十二銭ぐらいの一円に満たない小幅な上げ幅でその影響を抑えてきたわけですね。きのう、厚労省副大臣の長浜さんの、上げ幅が足りない

いという答弁を聞いていて私は驚いたんですよ、三・五円も上げていて、むしろ、もっと大きな上げ幅を考えていたんだみたいな発言がありまして。今までの経過から考へても、きのう大野先生の議論にもありましたが、党内でもいつも大変な議論になるテーマでございまして、健康との因果関係あるいは喫煙者の増加の因果関係は、いろいろな論文があつて、なかなかこれだという決め手がない部分もありますけれども。

いずれにしても、やはり取りやすいところから取る、そして三・五円も一気に引き上げるというのは、私はかなり拙速なやり方ではなかつたかなというふうに思つんですが、改めて大臣の認識を伺つておきたいと存じます。

○原口国務大臣 その前に、秋葉委員、私は、逃げるとかとりあえずという言葉は大嫌いなので、逃げる気は全くないです。今回の税調でも真正面からこれを議論しました。

それから、たばこ税については、税を確保する側からすると、今秋葉委員がおっしゃったとおり、一円を超えない範囲で上げていった方が、それをこそぬる湯の中でカエルを入れると、熱くなるまで時間があるので、たばこを吸う方をカエルに例える気は全くないんですけども、要するに痛税感が、ぬる湯の中のカエルと同じように痛みを感じないので、たばこをやめる、あるいは本数を減らすというところになかなか通じない。逆に言うと、税率を上げた分だけ、その分が地方や中央政府の税収になる。税を確保する側からはこれがいいんですよ。(秋葉委員)消費が減るかもしれない」と呼ぶ)やめないから減らないんです。

それからすると、きのう長浜副大臣は、うちの小川政務官と財務省の何とか政務官が鬼のように見えたみたいな話をしていますけれども、厚労省は、今回の税をたばこの消費そのものの抑制に重点を置いたんですね。やはり健康についても、あるいは副流煙といって、隣で煙を吸う方々にきかないかとなると、たばこがいつもやり玉に上げられてきた歴史があるわけですね。やはり健康についても、あるいは子供たちにも影響があるだろうといふことでこの結果になつた。大激論の結果こう

なつたので、秋葉委員はたばこを吸われますか。(秋葉委員)いいえ」と呼ぶ)吸われない方は往々にやつていただくのはいいんですけども、同時に、地方議会から上がつてくる意見書や決議の数は、既に日本のたばこの税負担分の割合というのは今回の改正で恐らく六五%くらいになるんではないかと思いますが、六割が今でも税金なんですよ、六割が。

アメリカは、たばこの中に占める税負担の割合が二割もないぐらい。アメリカが突出して安いのであつて、ヨーロッパの例えばイギリスやドイツやフランスを見ても、これは比率、パーセンテージを計算していませんけれども、大体七割ぐらいで、日本の六割ぐらいが、これで六割以上の負担になるわけですから、実はたばこの販売価格に占める税の割合というのはかなり高いんです。(発言する者あり)ですから、たばこの価格に占める税金の割合が、日本は既に六五%なんだということなんですよ。そして、欧米においても七割ぐらいが税金だということなんですね。

ですから、これ以上、たばこにばかりねらい撃ちのよう重税感を押しつけることはなかなか難しいということを申し上げておきたいと思いまます。ですから、安易なところから取つてはいけないということを改めて申し上げておきたいと思います。

○原口国務大臣 大事な御指摘だと思います。これは地方政府基本法という、今、自治法の改正とお話しになりましたけれども、そこでも、さまざま意見書や、あるいはこれまで以上に地方議会の役割というのは高くなつてくると思います。地方議会が議決されたこと、あるいは意見書をまとめられたことに中央政府がどうレスポンスするか、これはとても大事なことです。

あした地域主権戦略会議を開く予定でございました。地方議会が議決されたこと、あるいは意見書をまとめられたことに中央政府がどうレスポンスするか、これはとても大事なことです。

あした地域主権戦略会議を開く予定でございました。地方議会とともに議論をしていきたいと思いますし、今の委員の問題意識に沿つた改正をどこでやるか。協議ですけれども、地方六団体、特に議長会ともお話をていきたい、こう考えています。

○秋葉委員 ありがとうございます。

○近藤委員長 次に、谷公一君。

○谷委員 谷公一でございます。

きのう引き続いて質疑をさせていただきたいと思います。

ともと前政権で決めていたことですから、早期にやつていただくのはいいんですけども、同時に、地方議会から上がつてくる意見書や決議の数も相当になつてているんですねけれども、これも結構多いんじゃないかな、本当に大激論の中でこうなつたということも申し上げておきたいと思います。

○秋葉委員 これは、本当にいろいろな影響をトータルに換算すれば、さつきの議論でも消費税を上げれば景気は必ず落ち込むというのと同じで、いろいろな、農家に与える影響とか、そして意外とたばこの問題で皆さんに知られていないのは、既に、日本のたばこの税負担分の割合というのは今回の改正で恐らく六五%くらいになるんではないかと思いますが、六割が今でも税金なんですよ、六割が。

ですから、このレスポンス義務もあわせて、国と地方の協議の場をつくるときの立法の中で検討していただかなければ、自治法をやるときに見直すかをやつていただかないと、協議の場だけでは、それはあくまでも行政部局の長としての協議の場でしょから、議会の方もしっかりと出しあげて、終わることのないよう、一定期間が来ればレスポンスがあるような、同時に議会側の充実、議会側の改革ということもあわせてやつてみて、初めて国と地方の協議の場と、いうことが成立するんじゃないかと思うんですね。

ですから、そういうふたつの問題について大臣のお考えを伺つて、私のいう問題について大臣のお考えを伺つて、私の質問を終わりたいと思います。

○原口国務大臣 大事な御指摘だと思います。これは地方政府基本法という、今、自治法の改正とお話しになりましたけれども、そこでも、さまざま意見書や、あるいはこれまで以上に地方議会が議決されたこと、あるいは意見書をまとめられたことに中央政府がどうレスポンスするか、これはとても大事なことです。

あした地域主権戦略会議を開く予定でございました。地方議会とともに議論をしていきたいと思いますし、今の委員の問題意識に沿つた改正をどこでやるか。協議ですけれども、地方六団体、特に議長会ともお話をていきたい、こう考えています。

○秋葉委員 ありがとうございます。

○近藤委員長 次に、谷公一君。

○谷委員 谷公一でございます。

きのう引き続いて質疑をさせていただきたいと思います。



○谷委員 先ほど秋葉委員から国と地方の協議の場の話がありました。設置法案は今週金曜日に閣議決定されるんですかね、何か新聞報道によればそのように出ておりましたけれども。国と地方の協議の場、地方自治体の意見を国が十分吸い上げて、地方にかかわりあるさまざまな施策について協議しながら進めていくという姿勢については全く異議はございません。

問題は、これがどういうふうに現実に働くかと

いうことが思うんです。きのう私も長浜厚生労働大臣に厳しく言いましたけれども、現実にはまだ国が押しつけ、一方的といったものが多々あります。国と地方の協議の場というのは、法案は五日というふうに新聞に出ていますけれども、地方団体の方は拒否権があるんですか。

○原口國務大臣 これはまさに協議の場で話をしますけれども、いきなり地方団体が拒否権を持つということはまさに憲法にもかかることでございまして、また、国会がお持ちの国権の最高機関としてのお立場についてもやはりしっかりと議論をしていかなきやいかぬというふうに思つております。

国、地方協議の場、ちょっと閣議決定がいつか

私はまだ承知をしておりません。(谷委員新聞

に)と呼ぶ新聞が書けばどうかはわからず

りませんが、いずれにせよ、これは国、地方と協議しながら、原口プランというか工程表もまとめました、その中でしっかりと意見を踏まえながらやつていけるよう頑張っていきたいと思いま

す。

○谷委員 それでは大臣に、総務大臣か地域主権担当大臣かどちらの立場かよくわかりませんが、

今の大臣の立場で、幾つかの項目について、これ

は国と地方の協議の場で行うべきことなかどうかということをお答えいただきたいと思います。

一つは交付税。交付税をどう決めるかというのをこの場でいろいろ意見を交わすかどうか。二つ目、消費税、これも交わすかどうか。三つ目、子ども手当の満額支給、これもこの協議の場で議題

とされるのか。四つ目、一括交付金についてどうか。五つ目、地方機関の廃止。

もう一度繰り返します。

一つは、交付税です。交付税がどれだけ決まるかというのは全国の多くの地方自治体にとって大変な関心事です。この交付税について国と地方の協議の場で議論をするのか。

二つ目、消費税です。消費税についてされるのかどうか。

三つ目、子ども手当の満額支給。満額支給はい

かがなものかなという自治体の長の声も少なからずありますけれども、子ども手当の満額支給について協議をされるのか。

四つ目、今の一括交付金。一括交付金の仕組みづくりのときに協議にかけるのかどうか。

五つ目、地方支分部局の廃止。先ほど秋葉委員

も、もし国から地方へとすることであれば大変な

数の職員が国家公務員から地方公務員になりますけれども、それも協議されるのか。

まだしつかり固まつていないと思つんすけれども、大臣としての考え方をお尋ねしたいと思いま

す。

○原口國務大臣 ありがとうございます。

おっしゃるように、現時点では具体的な協議事

項を決定しておるわけではございません。協議事

項の設定については、今後、地方側の意見を踏まえ、政府内でも調整の上、適切に対応する、これ

が紙に書かれた回答です。

その上で、私なりに今の五項目の中、なじむ

かるので統一選挙に復帰してほしいということ

で、平成十一年から復帰しました。そして、十五

年、十九年。そして、来年が選挙です。

さて、選挙は四月に行われます。今までの法律

によれば、四月の第二日曜日が県会議員、神戸市

会議員の選挙日です。来年のカレンダーを見ます

と、四月十日です。当落は、その日にももちろん判明します。では、いつから任期なのかというと、

六月十日なんです。空白の二ヶ月と言われています。

交付税、これも地方にかかることでござい

ます。

問題は消費税ですね。消費税、地方消費税については、これは議論はあると思いますが、やはり税全体については一義的に国会で御議論をいただ

く、そして政府が基本的な考え方を示す。地方税については、もちろん国、地方協議の場という形にならぬないか。

これは、あくまで現時点での私の考え方で、これがそのとおりになるかどうかというのは担保であります。

○谷委員 ゼひ幅広く激しい議論をしていただきたいと思います。激しい議論で、何度も決裂といふようなことがあります。きのう厚生労働副大臣に私は厳しく問いましたが、本当に地方団体の声をその場で聞いて、何度も会が流れれるぐらいの会であつてほしいと私は思います。

質問を移ります。がらつと変わります。選挙の話です。

来年は統一地方選挙です。実は、私の兵庫県

は、十五年前に阪神・淡路大震災がありました。

ちょうど統一地方選挙の年でした。とても選挙じやないということで、特例的に二ヶ月選挙を延ばしました。六月に統一地方選挙を、県会議員、神戸市会議員、芦屋市長、幾つかの被災地は選挙を延ばしたわけです。そして、何年かたつて、やはり四月とは別に選挙をするいろいろお金がかかるので統一選挙に復帰してほしいということ

で、平成十一年から復帰しました。そして、十五

年、十九年。そして、来年が選挙です。

さて、選挙は四月に行われます。今までの法律

によれば、四月の第二日曜日が県会議員、神戸市

会議員の選挙日です。来年のカレンダーを見ます

と、四月十日です。当落は、その日にももちろん判明します。では、いつから任期なのかというと、

六月十日なんです。空白の二ヶ月と言われています。

交付税、これも地方にかかることでござい

ます。

私は兵庫県で働いていて、十五年前、神戸で大震災を経験しましたけれども、今の現状は、兵庫県だけではなくて神戸市もそうですが、当然落ちはわかりますよね。例えば私が、市長選挙でもいいです、まあ、市長選挙はちょっと置いておきました、県会議員、神戸市会議員選挙に出る。私と同僚の秋葉先生と戦つて、仮に秋葉先生がおつ

こちた、私が通ったとしましょう。秋葉先生は現職だったと。四月十日に結果がわかるのに、六月十日までは県会議員は秋葉先生なんです。私は公的には何の権限もない。また、行事なども、正式に任期が始まつてないから呼ばれない。その間、議会はどうなつているか、事実上、議会はどなつているか、というところです。昨年は、選挙は八月三十日でしたか、それから二ヶ月たつてから衆議院議員の任期が始まるんだなんということになれば、その二ヶ月間、敗れた自民党が好き放題のことを行つてやつて……(発言する者あり)いや、そういう危機管理上問題はないのかと。

我々国会議員でもそうです。昨年は、選挙は八月三十日でしたか、それから二ヶ月たつてから衆議院議員の任期が始まるんだなんということになれば、その二ヶ月間、敗れた自民党が好き放題のことを行つてやつて……(発言する者あり)

これをやつて……(発言する者あり)いや、そういうことも現実にはあり得るわけです。

これについて、もちろんいろいろな問題があります。これはなぜこのまま放置されていたかといふことは、問題が単純でないからです。合わせると、任期を短くしなければならない。任期を短くすると、地方議員は年金の問題もある。また、下世話な話で、六月一日がボーナスの基準日です、そういう問題もある。

そして、そもそも統一地方選挙というのは、三月一日からしか五月末までなんです。もともとタイムラグはあるんです。統一地方選挙で選ばれても、すぐ任期が始まつてはいけない。阪神・淡路大震災の前は、五月三十日までの任期の地方議会の場合は、一緒に選挙をして、五月三十日か三十一日でしたか正確には忘れましたが、それでも私はやはりひつかかる。

それは十五年前地震を経験して、危機管理といふことがいかに大事か、いざというときのことを

仕組みとしてやはり我々議員がしっかりと考えなければならぬんじやないか。地元からの声とは別に、あるべき姿としてどうかなという問題意識を持っていますが、大臣の所見をお尋ねしたいと思

います。

現時点ですぐにどうのということじやなくて、所見というよりも、ぜひこの問題について検討していただきたいということを私は総務大臣にお願いしたいんです。大きな話ですので、できれば大臣の方に。

○原口國務大臣

先ほどの例をとると、秋葉先生には早くやめてもらわないといかぬという思いは……いや、例をとるとですよ。この日曜日も、津波の避難で選挙が延びたところもございます。そういうことからすると、統一地方選挙がばらばらいろいろなところでずれていく、それから、今おっしゃるような任期について、余りにも長いラグがあるということについては好ましいことではないと思います。現行法はもう御案内とのおりです。

総務省の中にこの間それを指示いたしました、これはもつとまとめることができないのか、もつと合理的なことができないのか。いずれにせよ、これは地方公共団体の御意見も伺いながら、今の委員の問題意識に沿った検討を進めてまいりたい、こう考えています。

秋葉先生がやめなきやいけないというのは取り消しておきます。

○谷委員 大臣、ぜひよろしくお願いします。こ

れはできる限りまとめるということは、ある意味では、任期満了の期間も、余り広げると今のように問題になってくる、しかしそれを狭くすると合理的でなくなる、そういう相矛盾するところがござりますけれども、私自身も、あるいは我々自身も、この問題はいろいろな場で問題提起をして検討してまいりたいと思いますので、総務省の方でもぜひよろしくお願ひしたいと思います。

時間がなくなりました。最後に、過疎の問題についてお尋ねをしたいと思います。

きょうは、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案が、趣旨説明後、全会一致で通るという見込みであります。今は席にはおられませんけれども、我が党の山口先生とともに、私も

三年間この問題に取り組み、全国十数カ所、数百の方々から我々は意見を聞きながら、新たな過疎法を目指して一生懸命頑張ってきたつもりでござります。

川田委員、奥田委員等々、超党派の先生方と協議を進めながら、お互い思いはござります、我々自

民党としては新たな法律で、十年間の時限立法をぜひつくりたかった、そういう思いはありますけれども、そこは全党一致という今までのよき慣例をできる限り生かすということで、今回、六年の時限立法、いわゆる過疎債のハード事業の対象拡大。そして、これは画期的だと思うんですけども、医療とか住民の足の確保であるとか、集落の再生、若者の定住、そういうふたつの基金をつくることができる、また、そのため接過疎債を充てることができる、こういう仕組みで全党派合意して、これから採決しようという状況であります。

大臣、この法律のポイントの一つに、新たなソフト事業があります。全国の過疎の市町村、約七百五十かと思いませんけれども、新たにソフト事業を過疎債ですることができます。ただし、我々の議員立法の法律では上限が決められている、上限は総務省令ということで、総務省の方でお決めいただくという仕組みにはなっていますが、事実上、立法の法律で上限が決められている、上限は総務省令といいます。

そこで、大臣、それぞれの自治体にとって、どうぞうか。六年間であれば、ある自治体が仮に一億としまますと、六年間でいえば六億の事業をやれる。仮に三千万ですと、それが二億になる。極端な場合、一千万しかダメだよと言わると、六千万だ。そこは、全国七百团体ござりますので、初年度、一団体平均一億はいくような、それぐらいのソフト事業のための過疎債の枠を、これは大臣の裁量でできるわけですから、ぜひともよろしくお願いしたいわけです。

それは私だけではなくて、与党である黄川田先生、奥田先生を始め、本当に過疎地域のために汗をかいて、我々がしっかりと頑張らなければ、支えなければ、守らなければという思いでいる議員共通の願いでございますので、その点についての大臣の力強い御答弁をぜひお願いしたいと思います。

○原口國務大臣 この過疎法の制定に当たっては、各会派で精力的に御議論をいただいて、近藤委員長、福田筆頭、大野筆頭を始め、民主党は奥田先生、黄川田先生、自由民主党は山口先生、谷先生、公明党は石田先生、日本共産党は塙川先生、社会民主党は重野先生、国民党は下地先生が、各会派の実務者協議会のメンバーとして成案を得るまで大変な努力をいたいたたいうふうに思います。この場をかりて心からお礼を申し上げたい、そして、本委員会のすべての委員の皆様にお礼を申し上げたいと思います。

その上で、今のお尋ねでございますが、ソフト対策事業については、過疎地域の市町村が、地域の実情に応じ、しっかりと創意工夫を凝らして実施できるよう財源確保をやっていきたいと思います。住民の命と暮らしを守る事業について支援を万全にできるように、今おっしゃる枠づけ、枠を取りをしていきたい。

ソフト対策のあり方についても、これは画期的だと思います。国の都合でふやしたのだから国の都合で使つてもいいというふうにお思いじゃないとは思いますが、そのところをお伺いしたいと思いまます。

○谷委員 ありがとうございます。この合意でございますが、私が考えるに、どうして総務大臣はこれに合意されたのかなという疑問を持っております。地方の立場からして、これはふさわしくないのじやないかということでございました。国の都合でふやしたのだから国の都合で使つてもいいというふうにお思いじゃないとは思いますが、そのところをお伺いしたいと思いまます。

そこで、大臣に地方の自主財源ということからすると、この四大臣に地方の自主財源の使い道に関しても、このような合意を決定する権限があるのかどうかというの、私は大変疑問でございます。その辺についての見解をお伺いしたいと思います。

〔委員長退席、黄川田委員長代理着席〕

○原口國務大臣 お答えいたします。

四大臣合意についてでございますが、住民税の扶養控除等の見直しによる増収分を、「最終的に」と書いてあるわけです。めぐりめぐつてという話であつて、それを充てなさいという話じゃないんです。本当に各省間の取り決めはこの一言一句に魂が込められておりまして、私は、この「最終的に」というのが入つていなければサインなんかするわけないんです。子ども手当の財源として活用することが国民に負担増をお願いする趣旨に合致

○谷委員 ありがとうございました。  
○近藤委員長 次に、西博義君。  
○西博義 公明党の西博義でございます。  
二十分钟の時間を与えていただきました。早速に質問に入らせていただきたいと思います。  
まず初めに、昨年の十二月二十三日、「平成二十二年度予算における子ども手当等の取扱いについて」という、先ほどからも出てまいりました四大臣合意のことについて質問をさせていただきます。

するとしておりますけれども、この趣旨は、必ずしも増収分を直接子ども手当の財源とすることを決めたものではなくて、子育て政策に係る国庫補助金の一般財源化。

私は、もともとサービス給付のところに国が補助金を出しているわけです、そういうしたものも、この間、西委員からも御指摘がありました、あるいは予算委員会でも御指摘がございましたけれども、ちゃんと整理をして、どこからどこまでが中央政府の責任ですか、地方政府はみずからの方財源でやつてくださいねということを案として出したわけです。ところが、いろいろ紹介曲折があつて、抵抗勢力がいたことも事実で、今のような形になつています。

したがつて、住民税の使い道を国が決めたものではなくて、今後、住民税が自主財源であること踏まえつつ、地方の意見も十分に伺なながら、地域主権戦略会議において議論を行つていただきたいと思いますので、その辺は御安心ください。

○西委員 最終的にということは、それはそれなりに理解はできるんですけど、物事の出発点としてこれは一言異論を差し挟まざるを得ないとという思いで先ほどから申し上げました。

若干これに関するのですが、先日の本会議の質疑で、住民税の扶養控除を子ども手当の財源にしたことに関して、先ほど質問された谷議員が質問されたことに対して、絵務大臣は、「平成二十三年度以降の子ども手当も手当の財源に伴う地方の増収分をもとに子育ての政策の補助金を一般財源化し、それにより浮いた国費を子ども手当の財源とすることなどが考えられます。したがつて、年末、谷議員、四大臣合意しました。その中で、扶養控除の見直しに伴う地方の増収分は、あくまでも最終的には子ども手当の財源にしようとするものではございませんので、御理解をお願い申し上げます。」先

ほどの御答弁に若干近いような形の趣旨だと思ひますが、こんな発言をされております。

直接的にせよ間接的にせよ、増収分は国からの支援が減り、結局は子ども手当に充当されるといふうに考えられるのではないかと私は思うわけですが、ござります。

平成二十三年度以降は、住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う地方財政の増収分として約四千五百七十億円。これは、都道府県で約千八百三十億円、市町村分で約二千七百四十億円。これは子育て政策に関する国の財政支援を減らしていくということになります。減額される財政支援の規模は、厳密に考えると、計算上四千五百七十億円というふうになるんですが、そういうことかどうかということです。

子育て支援策としてはいろいろあります。保育所運営費の負担金、児童保護費の負担金、地域子育て支援対策費、児童福祉施設整備費、児童扶養手当など、さまざまありますが、廃止もしくは減額される子育て支援はどういうふうにお考なのかということについて、具体的にお示しをいただきたいと思います。

○原口国務大臣 今回、子ども手当を実施するに当たって、地方の皆様からいろいろな意見を出していました。複数の都道府県から出たのが、都道というか道は入りませんけれども、いわゆる原口案として出させていただいた、先ほど申し上げた、サービス給付は地方で、そして地方の手当など、さまざまなことが、都道というか道は入りませんけれども、いわゆる原口案として出させていただいた、先ほど申し上げました。

そこで、この地方税の増収分の扱い、それから子育て支援策の国庫支出削減問題について、この協議の場の議題としてふさわしいと思います。先ほど子ども手当のことについてははやるんだという大臣のお話がございました。

そこで、この地方税の増収分の扱い、それから子育て支援策の国庫支出削減問題について、この議論のテーブルにのせるのかどうか。先ほど子育てについてはそういうふうに考なっているというお話をございましたけれども、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○原口国務大臣 これは、先ほど谷先生にお答えしましたが、現時点においては具体的な協議事項を決定しておりませんから、あくまで現段階の私の意見とということです。

西先生おっしゃるように、今回の現物給付、それからサービス給付の話をしたときに、一番言われたのが西先生から言われたことなんですよ。そんなこと言つたつて後で減らすだろう、国の責任を放棄して、義務づけ、枠づけ、最低基準も減ら

ております。

○西委員 先ほどの議論にもありましたけれども、国と地方の関係で、例えば一括交付金にするときには、まあ、減額というのは今事実関係ははつきりしなかつたでありますけれども、そういう一括に際して縮減をしていくとか、今まで国と地方との関係の強い部分についてさまざま圧力というのはあつたというふうに私は感じます。

そんな意味で、今回もこれにかわって子育て支援という面で国から予算を配分していくというような意味のことがあつたとしても、これが本当に今までの財源を十分に補うだけのものがあるのかどうかということも、原口大臣ですからそんな心配はよもやなかろうと思ひますが、そういう危惧を抱いたことがあるのですから、若干細かい指摘になつたかもわかりませんが、こういうことを申し上げました。

次に、先ほどからも議論がありました地方と国の協議の場、これの法制化が進んでいると思います。今回の地方税の増収分の扱い、それから子育て支援の国庫支出の削減に関する、まさにこの協議の場の議題としてふさわしいと思います。先ほど子ども手当のことについてははやるんだという大臣のお話がございました。

そこで、今回の税制改正は、先ほどから大臣がおっしゃられていますように、所得控除から手当へ、こういう方向性が打ち出されています。同時に、十分性の原則がだんだんと満たせなくなってきた、これはある意味では事実だと思いますが、そういう指摘がなされております。

そこで、今回の税制改正は、先ほどから大臣がおっしゃられていますように、所得控除から手当へ、こういう方向性が示されて、これはある意味では税制の抜本的な改正になるであろうというふうに思ひます。

そうなりますと、全体的な姿がどうなるのかと云ひます。このまま一部の扶養控除、特定扶養控除を都合によつて廢止するということだけでは、これは拙速であり、財源のつまみ食い、今の状態は一部虫食いになつてゐると考なざるを得ないと思ひます。このまま一部の扶養控除、特定扶養控除を都合によつて廢止するということだけでは、これは拙速であり、財源のつまみ食い、今の状態は一部虫食いになつてゐると考なざるを得ないと思ひます。さらには、所得控除へといふことで、税制、支出両面の改革でどのような垂直的公平が図られていくのか、こ

れも残念ながらまだ全体像が見えておりません。

そんな意味で、現状としては公平、透明性に問題があるというふうに私は思つておりますが、大臣の率直な御感想と、今後の方向性がおりたら、それについても御答弁をいただきたいと思います。

〔黄川田委員長代理退席、委員長着席〕

○原口国務大臣 公平、透明性については初めなくて、前政権のことを私はできるだけ言いたくなっていますが、インナーというようなものは私たちにはありません、インターネットで二十五回全部開示しました。委員の御趣旨はそこにあるんじや全體像を示せということだと思います。

全体像はやはり控除から手当へ。つまり、一人の人生、ライフ・ワーク・バランスを社会全体で支えていく、こういう税制にしていきたいと思ひます、いわゆる専業主婦の方も、あるいは働く女性の方も。

この間、男女共同参画で一番問題にしていた女性の働き方のM字カーブということがございます。日本ももう一ヵ国くらいがこのM字カーブを示していく、先進国の中では非常にまれなんですね。これは何が起きているかというと、女性は、一回就職するけれども、その後の子育てやいろいろなことで働けない。このM字カーブが、今少しMのこのところが少なくなっているんですよ。それが何なのか、働きやすくなつたか、あるいは育児がしやすくなつたかと思つたら、そうではなくて、晩婚化というか結婚できなくなっているんですね。

こういったことを支える上からも、控除から手当へ、そして累進制の、やはり控除というのは金持ちの方によくきますから、一人一人の働く人たちをしつかりと支える税制にしていきたい、個人住民税についても所得税における整理を踏まえて検討しているところでございまして、ぜひまた御指導をよろしくお願ひいたします。

○西委員 期せずして大臣がおつしやられたM字カーブの問題ですが、まさしく時代は大きく変

わっている。我々が少し当然のこととして考えていました。

いた女性の働く機会とか、そういう社会的な条件も随分変わつてきているし、それになかなか我々の政治が追いついていないというのが税制なんかの感想を私は持つておりますが、いずれにしてでも、政権がわかつて新しい方向性を打ち出されたう感想を私は持つておりますが、いずれにしてにもまだまだあらわれているんじゃないかなといいます。

〔黄川田委員長代理退席、委員長着席〕

○原口国務大臣 公平、透明性については初めなくて、前政権のことを私はできるだけ言いたくなっていますが、インナーというようなものは私たちにはいません、インターネットで二十五回全部開示しました。委員の御趣旨はそこにあるんじや全体像を示せということだと思います。

そこで、今問題にしていますのは、財政上均衡がとれている税制改正になつてあるかどうかという問題でございます。

所得控除から手当へという方向性のもとに、子

ども手当、高校の授業料無償化、さらには農業の戸別所得補償など、大きな支出が相次いでおります。こうした、ある意味ではばらまき型の施策と言わわれているこの施策の実施が歳入歳出の大きな不均衡の原因となつていて。これは前にも地方財政において申し上げたとおりです。国債発行額五十兆円、それから地方財政も、臨時財政対策債の発行が七・七兆円ということで、いずれも急増しているわけですから、大変な財政の事態になつてゐるわけですね。

こうした、ある意味ではばらまき型の施策と言つては、何より優先したかというと、農業だつてもう二度とないわけです、この春しかない、だけれども経済的な理由で学校に行けないということがあつてはならないということで、これだけ社会が内向きに閉塞してくると、私たちの政策がどうしても社会的なもの、応急手当て的なものになるというのは、これはしようがないことだと私は思つています。

マニフェストをつくったときのネクストキヤビネットの閣僚の一人としても、委員がおっしゃるように、こんなことをやつていんだどうかといふのは常に私たちの中の議論にあつたわけです。では、何より優先したかというと、農業だつてもう六十五歳以上ですね、この方々が離農されたら日本農業はもう再生できない、ぎりぎりのところにあるということで、私たちはこの政策をとつてゐるわけです。

その上で、では、どうするかというと、やはりこれからはしつかりとした成長の道筋を示していきます。それから、先ほどから何回も申し上げてゐるよう、財政の健全化の仕組み、地域経済が、先ほど福田先生もお話しになりましたけれども、上向かないことはできません。その成長戦略をしつかりと共有していくことによって国民の皆さんに納得をしていただきたい、こう考えていくところが少なくなつていて、これが申上げるまでなつてゐることとは、これは申し上げるまでもなく、大臣が十分認識されていることだと思います。

そういう意味では、みずからが掲げた十分性の原則というのは必ずしも満たされていないのではないかというふうに思います。公平、透明、納得この三原則に照らしても問題であり、一番重要な国民の納得というのが、この過大に膨らんだ予算、もちろんやむを得ない面もあるんですが、非常に厳しい指摘が出来るのではないかというふうに思います、十分な税収がある税制改正になつてないということもございます。国民の納得、つまり、ツケを次の世代に回すというような形の今回の方の財政になつてることについて、大臣

の御答弁をお願いいたします。

○原口国務大臣 このは大事な御指摘で、ある意味では鶴が先か卵が先かという議論とよく似ています。

今回、私たちがマニフェストでお約束したもの、社会がすごく荒れて、教育の機会の均等、あ

るいは農業、高一の子供たちについて、この春は

もう二度とないわけです、この春しかない、だけれども経済的な理由で学校に行けないということがあつてはならないということで、これだけ社会

が内向きに閉塞してくると、私たちの政策がどうしても社会的なもの、応急手当て的なものになるというのは、これはしようがないことだと私は思つています。

マニフェストをつくったときのネクストキヤビネットの閣僚の一人としても、委員がおっしゃるように、こんなことをやつていんだどうかといふのは常に私たちの中の議論にあつたわけです。では、何より優先したかというと、農業だつてもう六十五歳以上ですね、この方々が離農されたら日本農業はもう再生できない、ぎりぎりのところにあるということで、私たちはこの政策をとつてゐるわけです。

その上で、では、どうするかというと、やはり

これからはしつかりとした成長の道筋を示していきます。それから、先ほどから何回も申し上げてゐるよう、財政の健全化の仕組み、地域経済が、先ほど福田先生もお話しになりましたけれども、上向かないことはできません。その成長戦略をしつかりと共有していくことによって国民の皆さんに納得をしていただきたい、こう考えていくところが少なくなつていて、これが申上げるまでなつてゐることとは、これは申し上げるまでもなく、大臣が十分認識されていることだと思います。

○塙川委員 大臣に伺いたいんですが、この個人住民税の扶養控除の廃止、特定扶養控除の縮減が、今お話しのように増収額として四千億円を超えるものであります。

これは自治体にとって見れば増収で結構な話でしかしながら、負担をする住民にとっては負担増だ。住民にとってみたら、四千億円を超える負担増で増税ということになるんじやありますか。

○小川大臣政務官 この点は税制調査会の中で

大変真剣に議論した部分でございます。ただ、よく

個人住民税の扶養控除の見直しが単体で国会でもこの間御指摘をいたしましたが、ここ

は、公約のそもそも姿であります配偶者控除の見直しとセットで御議論をいただく必要があるうかと考えております。

この配偶者控除、扶養控除のセットでの見直しを選挙で掲げてきた民主党は、結果として配偶者控除の存続を決断し、子ども手当や高等学校の無償化を初めとした政策も着実に実行していくといふ、トータルで御判断をいただきますと決して負担増にはならないというふうに慎重に設計したものでございます。

○塙川委員 所得税と住民税の違いはあります。

住民の皆さんにとっての住民税という点では、負担増 増税となるのは明らかですね。その点の確認なんですが、いかがですか。

○原口国務大臣 控除を廃止するというその一点だけをとつてみると、それは増税です。

われます。

そこで質問しますけれども、この個人住民税の年少扶養控除廃止と特定扶養控除の縮減による年少扶養控除廃止と特定扶養控除の縮減による増収額がどのくらいになるのかを教えてください。

○小川大臣政務官 お答え申し上げます。

<p>ただ、委員御理解いただきたいのは、先ほど小川政務官が申しましたように、私たちは、扶養控除、これは特定扶養控除、年少扶養控除、あるいは成年扶養控除、こういったものがございますけれども、所得税についてはそれぞれのことを倒して、それで控除から手当へという流れをマニフェストでお約束したわけです。しかし、現下の経済が大変厳しい、あるいは個人の生活も厳しいということで、それらの控除については残すということにして、必要最小限のものについて今回の住民税の措置になつたわけでございまして、地方団体からも扶養控除を見直すのであれば所得税と住民税を一体として見直してほしい、あるいは、課税最低限が逆転してしまうという問題もあります。○塩川委員 控除の見直し、廃止という点では増税となるという話ではありました。</p> <p>そこで、私がこの問題を取り上げていては、個人住民税におきましての過去の負担増、地方団体としての增收の額を見ましたときに、この四千億円を超える金額というものは大変大きなものであるわけです。</p> <p>そこでお尋ねしますけれども、過去四十年間を見た場合に、総務省の方が各年度ごとに税制改正による事項別増減収見込み額を出しております、そこで見たときに、今回の四千五百六十九億円を超える個人住民税の増税が行われたのはいつで、その金額は幾らなのか、その点についてお答えください。</p> <p>○小川大臣政務官 事実関係をお答え申し上げます。</p> <p>今のが見合うのが、定率減税の縮減並びにその廃止、平成十七年、十八年でございます。これとあわせて三兆円規模の税源移譲が行われたときには、その分、住民税は增收、増税になつておりました。</p>	<p>ります。</p> <p>○塩川委員 三兆円の場合は税源移譲ですから、所得税が軽減をされて、その分、フラット化が住民税で行われたということあります。</p> <p>ですから、今回の四千五百六十九億円も住民にとって増税になることは明らかでありますけれども、この四千億円を超える規模で個人住民税の増税が行われたというのは、税源移譲は対象としては適当ではありませんから、定率減税の縮減、廃止であります。これ自身がもともと恒久的な減税措置は恒久化を図りながら、庶民の所得税においては私どもも当然こういうことは許されないといふことで反対をいたしましたし、民主党の皆さんもその立場でおられたと思います。</p> <p>そういう点でいえば、増税を強いられる住民の皆さんに對して何ら説明をしていないというのが今回の措置ではありませんか。</p>
<p>○小川大臣政務官 少し大事な点ですので、きちんと順を追つて御説明させていただきたいんです。が、税制調査会で、公開の場で議論を申し上げ、そして、この国会という、これ以上ない公式な場で精いっぱい説明責任を果たそうとしている、そのことは御理解をいただきたいと思います。</p> <p>その上でであります、そもそも、配偶者控除と扶養控除をあわせて所得税に限つて廃止するとの非に対する御批判は、これは甘んじてお受けをいたいと思つております。</p> <p>しかしながらそれを踏まえて年末にかけましてさまざま議論を行いました。まず、所得の再分配機能を全国区で行う所得税と地域の会費としてお納めをいただく住民税でこういう控除に格差を設けた場合、納税をいただく方、課税最低限が大幅に逆転する、こういう問題が税の性格からしてどうか。同じ所得課税としてすべて控除項目をそろえ、むしろ控除額も住民税の方を少なく制度設計してきた歴史的な経緯からいってどうか。そして、課税庁である市町村からいえば、この所得課税の情報はすべて税務署から経由していただいているので、ここが大きくかけ離れることになりますと申告上も大変大きな問題が出てまいります。</p>	<p>さて、この問題について、民主党として総選挙でどう言つていたのか。この間、自民党の谷委員からもこの問題で指摘がございましたけれども、民主党は、住民税の扶養控除の廃止について、増税となる住民の皆さんに対して政権について前に説明をしたことがあるんでしょうか。大臣、いかがですか。</p>
<p>○原口国務大臣 民主党としては、個人住民税の扶養控除廃止についてはやらないという説明を選挙の直前についているというふうに認識をしていまして。厚生労働大臣と、私の申し上げているような、まるつきり児童手当というものをなくして、子ども手当と地方へのさまざまな保育サービスを中心としたサービス給付という形にした私の案との間でせめぎ合つていただけで、それをさまざま調整して、来年は同じような形にしませんよ、二十三年度は児童手当というものを置いた案というものは私は認められないと主張し</p>	<p>されています。これが幸い公約違反にならない。そして、配偶者控除は、子ども手当との関係でいえば、恩恵の及ぶ世帯がかなりかけ離れる可能性がある。民主党政権も紹介しておられましたけれども、私も拝見いたしました。「民主党が主張している配偶者控除と扶養控除の廃止は所得税のみであり、住民税は含んでいません。」とニフェストには、住民税の扶養控除廃止は盛り込まれていないわけであります。</p> <p>今でも掲載をされております。民主党の総選挙マニアが掲載をされております。民主党の皆さんは、この点でいえば、増税を強いられる住民の皆さんに對して何ら説明をしていないというのが今回の措置ではありませんか。</p> <p>○塩川委員 課税する側の都合は説明されているんですけれども、課税される側の住民に対する説明がないんだということを私は申し上げているわけです。そういう点でも、マニフェストにも書かれていない、やらない今まで言つた住民税の扶養控除の廃止をしたということが厳しく問われなければなりません。しかも、それが過去最大規模の負担増となつていてるという点も極めて重大であります。</p> <p>○塩川委員 課税する側の都合は説明されているんですけれども、課税される側の住民に対する説明がないんだということを私は申し上げているわけです。そういう点でも、マニフェストにも書かれていない、やらない今まで言つた住民税の扶養控除の廃止をしたということが厳しく問われなければなりません。しかも、それが過去最大規模の負担増となつていてるという点も極めて重大であります。</p> <p>それとの関係で、先ほどの議論でもありましたけれども、個人住民税の扶養控除の廃止などについて、その扱いにつき四大臣が合意されておりまして、その扱いにつき四大臣が合意されておりまして、この四大臣合意の趣旨といいますか、そこが意味するところは何なのかということについて簡単に御説明いただけますか。</p> <p>○原口国務大臣 これは、四大臣、菅大臣と当時の藤井財務大臣と総務大臣である私、この三人は税調会長と会長代行であったわけです、それに加えて厚生労働大臣、まさに子ども手当を所管する大臣との間で、今後どうするか、今回の子ども手当の財源も含めて、あるいは二十三年度も含めてどのようにやるかと。</p> <p>先ほどから御説明を申し上げているように、今回の案を出してきた厚生労働大臣と、私が申し上げているような、まるつきり児童手当というものを作らずして、子ども手当と地方へのさまざまな保育サービスを中心としたサービス給付という形にした私の案との間でせめぎ合つていただけで、それをさまざま調整して、来年は同じような形にしませんよ、二十三年度は児童手当というものを置いた案というものは私は認められないと主張し</p>

たわけです。その中でこういう形に落ちついてるというふうに私は認識をしています。

○塩川委員 「子ども手当等の取扱いについて」という四大臣合意ですけれども、この中に、「所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う地方財政の増収分については、最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民には負担増をお願いする趣旨に合致する。」とありますけれども、ここで言っている「最終的には」という言葉の意味について説明いただけますか。

○小川大臣政務官 少し技術的に補足をさせていただきます。

今、児童手当の地方負担分として自治体は約七千億負担しています。これが子ども手当に全額国費が実現すればこの七千億が地方にとっては自由に使えるお金になるということになります。加えて、今回の扶養控除の見直しで約四千億の增收効果がある。合わせて一・一兆円前後になります。一方、現在の児童手当、あるいは保育所の運営を含めた国全体で行っています子供政策が約二兆円です。この枠組みはその半分を地方が負担していることは、ここでの現金給付で地方が負担をしている七千億、そして増収になる四千億の一兆円で、もし国の側が地方に自由に子供政策を任せてもよいという決断をいただければ、まさに大臣がかねてから主張しています、現金給付は国で現物支給はしっかりと各自治体で「最終的に」ということは、ここでの現金給付で地方が負担を

してます。

○塩川委員 大臣、今の小川淳也大臣政務官の言葉について、本会議で問われたとき原口大臣の答弁としては、子育て政策の補助金を一般財源化し、それにより浮いた国費を子ども手当の財源とすることが考えられるとしているわけですが、でも、子育て政策の補助金を一般財源化するといふのは、今お話をありましたように、国が現金給付、地方が現物給付、サービス給付という観点の

中で、そういった中には民間保育所の運営費の交付金、補助金について、これを一般財源化する、補助金を廃止するということも含まれているといふことでよろしいんでしょうか。

○原口國務大臣 塩川委員にお答えいたします。まさにその部分をずっと議論してきたわけですが。つまり、サービス給付については、地域の実情、一番住民に近い人たちがみずから自主財源によって、中央政府はその最低の基準やさまざまに保障を支援しながらも、みずから判断においてやれるようになります。それがいいのではないかとただきます。

しかし、これで最終的な結論が出てるわけではなくて、私たちが、今小川政務官が申し上げた案と、今皆様にお願いをしている子ども手当、全額国費で子ども手当を行う一方、児童手当については地方、事業主負担があるハイブリッド案との間で議論をして、今年度限りにおいてこの制度を実施に移すように皆様にお願いをしているというのが現状でございます。

○塩川委員 民間保育園の補助金の一般財源化というのも含まれ得る、排除されていないということがあります。

この間、報道で見ますと、昨年十二月の四日に国会内で原口大臣と長妻厚生労働大臣が会談をし、原口大臣が、児童手当の廃止で浮く地方負担分を保育所運営費などに対する国の補助金約五千五百億円分に充当し、国の補助金は廃止する案を提示したと伝えていますけれども、これは事実ですか。

○原口國務大臣 議論の過程においては幾つか案を出していますから、今お話をされたものがすべてではありません。

これは、地方の側からも、自分たちも知恵を出しますよ、先ほど浮いた分という表現がありましたけれども、それをそつくりそのまま自分たちがほかの財源に使うということも考えてはいない、そういうお話をありましたように、国が現金給付の話のところは一つの案として検討に加えたこと

は事実でございます。

○塩川委員 幾つかの案のうちの一つとして検討が行われたという話でした。

私は、保育園の運営費交付金の一般財源化というのが、公立保育園に対する補助金の一般財源化によってどうなったのかということが事実として問われてくるんだろうと思います。

日本保育協会の調査では、公立保育所の運営費が一般財源化をされた前年の平成十五年度と、その後の平成十九年度の保育所運営費の入所児童一人当たりの月額経費を比較してみると、全市平均で二・四%の減額となっています。

いわば、公立保育園における一人当たりの子供にかける金額というものが減らされているという実態が生まれているわけです。私はそのことを強く懸念し、また、保育関係者からもこの点について非常に懸念する声が上がっているということを率直に政府として受けとめる必要がある。こういう形での公立保育園に対する補助金の一般財源化がもたらしたマイナスということを民間保育園でも繰り返すのか、このことが厳しく問われているわけですから、こういうことがあつてはならないというのが現場の声だ。

この点についてはどうお考えですか。

○原口國務大臣 委員がおっしゃったのは、私たちの政権でというよりも、前の政権でなされたことによって、結果、保育の現場にいろいろな不安が広がつたと。今回も同じような話がたくさんありました。

義務づけ、枠づけ、保育園の最低基準についても、それを中央政府が一気になくすのかと。そして、なくすだけじゃなくて、支えるお金そのものも、さつきの西先生との議論のときも全く同じなんですよ、何か制度を変えるときには、変えたふりして額も減らさんだろう、それが国のやり方だけね、もうそんなことは一度と認めたくないといふ御意見があつた。私のコンピューターは、保育の関係の方がどこでメールを調べられたかわかりませんけれども、物すごいメールで、昔、菅総務

大臣も同じような思いをされましたか。（発言する者あり）大丈夫でしたか。何で私だけなのかよくわかりませんが、それでしたよ。

私は、それを、私たちの政権になつたら変わりますよと言いたかったけれども、現場でそういう御不安を考えたり懸念を持つておられたたら子育てにも影響しますから、今回、長妻案といいますか、厚労大臣の案を受け入れたわけでございます。

○塩川委員 時間ですから、この問題は機会を改めてまた深めていきたいと思いますけれども、国の人間保育園に対する責任の一環として、この保育の問題にどう対応するのかというのを問われています。義務づけ、枠づけの廃止の問題と一体に、私たちはその点を国の責任を放棄するものではないのかということで指摘をしてきたわけですね。

今回の住民税の扶養控除の廃止というのは恒久的な措置ですけれども、四大臣合意にありますように、子ども手当の法案というものは一年限りのものであります。一万三千円とは書いてあるけれども、再来年度から二万六千円にするということは一言も書いてないわけであります。そういう点でも、私は、子ども手当については現状でいえば一年限りの措置なのに、その見合いでの扶養控除の廃止は未来永劫続く、こういう形での負担増を押しつけるような仕組みというのは許されないとこのことを指摘して、質問を終わりります。

○近藤委員長 次に、柿澤未途君。

○柿澤委員 みんなの党の柿澤未途でございました。

原口大臣、本当に毎日毎日お疲れさまでございました。きのうは予算委員会の集中審議に、私の質問に御答弁をいたぐり予定で原口大臣に御出席をいただいたんですけども、時間が足りなくなりまして、原口大臣に御答弁をしていただくことができなくなってしましました。本当に申しわけなく思つております。

また、毎日毎日、この国会論戦を始めとしてさまざまな職務に精励をされておられまして、その

御奮闘ぶりは、日々、本当に感嘆する思いで拝見をさせていただいております。また、その傍ら、御自分のお仕事に關することや、また日々感じたことをさまざま形で発信しておられる。私もツイッターをやつておりますけれども、原口大臣とはツイッターを通じていろいろと、発信する情報を受けとめたり、またお考えの一端をのぞかせていただいたら、そんなことをさせていただいております。

きょう閣議後の記者会見で、原口大臣がチリの地震の影響での津波に関して、ツイッターを通じて津波の状況を発信したということが話題に取り上げられたようあります。私もリアルタイムで、あの津波が押し寄せてきた日曜日、原口大臣からいろいろと発信をされるツイッターの情報を拝見いたしましたけれども、この地域は何メートルになる見込みです、避難をしてください、これは訓練ではありませんと、大変細かな詳しい情報が、しかもしっかりと聞きわめられた形で発信をされていましたというふうに感じております。それを参考にして行動をとられた方もいたのではないかというふうに感じております。

私も日々国会での模様などを、今、差し支えない範囲でツイッターで書かせていただいていますけれども、大変有用なツールだと感じております。きょうのきょうのことですから通告をいたしておりませんけれども、チリの地震の津波の問題ということではなくて、このツイッターというツールの有用性と、なぜこのようにしてお使いになられているかということについて、原口大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○原口国務大臣 ありがとうございます。柿澤委員にはツイッターでもいろいろ御指導をいたしております。この場をかりてお詫び申し上げたいと思います。私たち行政にいながら、リアルタイムのものをすべての、これは放送、紙媒体を問わず、情報通信という形で国民にしっかりとお知らせをする、説明責任を果たす、

これが大事だと思つております。きょう閣議後の記者会見でも、私がチリの災害について逐次やったことについて、NHKの記者さんでしたか、大臣として不適切じゃないか、成り済ましが起るんじゃないかというお話をございました。しかし、ツイッターで五万人もフォローするというのは、成り済ましません。

むしろ逆に言うと、そのことよりも、情報が伝わることによって、私がちょっと危機感を持ったのは、原発が大丈夫かみたいなものがずっとふえてきたんです。それは、大丈夫ですということを言わないと流言飛語が生まれるし、防災対策会議の中でもきょう中井大臣が言つておりますから、消防庁の危機管理室に入つて陣頭指揮をしておりましたから、リアルタイムですべての情報がわかりますから、私は、それを国民の皆さんにお示しすることが、この何十年に一回という危機においては一番大事だと思ってやらせていただいたところでございます。

新たな可能性に挑戦する中で、皆様と常時つながる、こういう温かいメディアをこれからも活用していくかと思いますので、御指導をよろしくお願いいたします。

○柿澤委員 この原口大臣の御答弁が、恐らく、衆議院でツイッターという用語が使われた初めておりませんけれども、チリの地震の津波の問題ということではなくて、このツイッターといふことでは、恐らく参議院では藤末さんが審議でやられてゐるのではないかと思いますので、衆議院では初めでということがありますけれども、そういう意味では、御答弁をいただきましてありがとうございました。

きょうのうの予算委員会で、依存と分配という、原口大臣のよくお使いになられる言葉をひもときました。公共事業の仮配分、箇所づけ問題に関連をしておりまして、この場をかりてお詫び申し上げたいと思います。私たち行政にいながら、リアルタイムのものをすべての、これは放送、紙媒体を問わず、情報通信という形で国民にいざりとお知らせをする、説明責任を果たす、

解をされている、こうした状況をどのように払拭していくのかということと、前原大臣から仮配分について、来年度からは国会の審議に付する形で公表する、大変画期的な御答弁をいたいたところでございます。

この依存と分配、国に対して陳情もうでをして予算を獲得して、そして自分の地元に予算を引っ張つてくる、こうしたやり方そのものを根本から改める。これはまさに、地方分権、地域主権の一つの目的もあるというふうに思つております。きのうは、公共事業の補助金を原則廃止してつくられる社会資本整備総合交付金のことについても触れていただきました。地方の使い勝手をよくして、自由度を高めた交付金だということを言つておりますけれども、何のことはない、国が審査をして交付を決定する、補助率に関しては、基本的に今までの補助金の枠組みとそんなに変わつたところはない、ひもつき補助金をやめたといつても、ひもつき交付金では仕方がないではないいかということを申し上げさせていただいたところであります。

そういう意味では、一括交付金、そしてさらに地方に対する税源移譲というところに進んでいかなければなりませんが、一括交付金については、来年度の中で制度の設計を示されて、そして一部、再来年度から行つていくというような方向だというふうに理解をいたしております。

しかし、税源移譲ということになると、今回の質疑で、例えば地方消費税の充実確保ということについてさまざまな方が質疑で取り上げられて、偏在性の少ない消費税を始めとする財源は地方にとって非常に重要なことになることでもあります。しかし一方で、この四年間で消費税を引き上げることはしないということでもありますので、地方への税財源の移譲の具体的な見通しというのは、なかなか見通せないというふうにも感じております。

地域主権戦略の工程表、原口プランというのを見ても、それぞれの分野について、さまざまな工

程表、ここで大綱をつくつて、ここで実施をすると書いてありますけれども、地方税財源の充実確保ということについては、ただただ矢印がずっと二十五年まで続いていくだけで、ここから先、どのような見通しで行つていくのかということについては、具体的な言及はなされていないわけであります。

これを、ある意味では斜めに見れば、本当のことを言つて現政権は、なかなか難しい問題であるので、税財源の移譲、地方消費税の充実確保、こうしたことについては本当にやる気があるのかなというふうな疑いも幾らか持たざるを得ないような気もいたしております。

我が党、みんなの党はミニフェストで、この消費税について、地方の基幹財源として移譲をしていく方向性を明記いたしております。

この点について、税財源の移譲と地方の自主財源の確保について、原口大臣どのよう見通しで、いつまでに何を行つていくのか、具体的なお考えを語つていただきたいと思います。

○原口国務大臣 いや、すばらしい質問だと思います。ありがとうございます。

というのは、依存と分配の反対は何かというと、自立と創造なんですね。私たちは、OSでいうとリナックス型の政党を目指してきたわけであります。そのリナックス型が、こういう権力を広い込んだり、何かから税財源を自分たちの選挙や一部の有利なことに使い始めた瞬間に、私たちは死ぬと思っています。ですから今回も、交付税についても皆さんにオープンに、特交についての基準をこの後会議で示すと思っています。

前段の委員の御指摘はまことにそのとおりで、さすが、もと民主党におられた方だなと思いませんで。逃げてやつてゐるわけじやなくて、先ほど塩川委員にもお答えをしましたけれども、まさに、税というのはすぐれてその人たちにとつてのものですから、これは国、地方協議の場で決める

べきだということを考えたことを空白にしているんです。

だけれども、じゃ、おまえはどう考るんだと言われば、それは地方消費税の部分を厚くしたい、あるいは地方環境税をふやしていきたい。先ほど、控除を倒すということ、つまり控除をなくすということを言いましたけれども、控除から手当へという形でさまざまな地方の独自財源をつくっていきたいと考えています。

この工程表は、国 地方協議の場が法制化され、あした地域主権戦略会議の中でも多分議論をされることだと思います。できるだけ早くこの道筋を示すことが、委員がおっしゃるような責任のある政治である。消費税からも逃げないで、しっかりと議論をしていきたい。

みんなの党が基幹税として位置づけられているというのは、まさに地方の安定的な税財源で、偏在性のないものを使うというのは見識であるといふふうに思っております。できるだけ早くこの道筋を示すことが、委員がおっしゃるような責任のある政治である。消費税からも逃げないで、しっかりと議論をしていきたい。

○柿澤委員 関連の質疑で公明党的西先生もお話しになられていましたけれども、原口大臣は、かつて民主党議員として、法人二税と消費税の税源スワップ、こんなお考え方も示されていたと記録に残っております。そういう意味では、さまざまな議論を行つて結論を得ていくことは、国と地方の協議の場も活用されて、どんどんスピーディーに進めていただきたいというふうに期待をするものであります。

この税源移譲については、地方は長年、国に対して求めてきて、先送りを重ねてきた。そして今回の工程表を見て、またか、こういう思いを抱いているところもあるようになります。そういう意味で、ぜひ具体的な方向性を早く打ち出せるようお取り組みをお願い申し上げまして、質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。  
○近藤委員長 これにて両案に対する質疑は終りました。

○近藤委員長 これより両案を一括して討論に入ります。古賀敬章君。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。古賀敬章君。  
○古賀敬章君 私は、民主党・無所属クラブを代表いたしまして、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案並びに地方交付税法等の一部を改正する法律案に対しまして、賛成の立場から討論を行います。

まず、地方交付税法等の一部を改正する法律案について申し述べます。

地方は、三位一体の改革によって傷つき、そこには急激な経済悪化の追い打ちが加わって、疲弊化のための抜本的対策を講じることが待ち望まれているのです。

本法案は、雇用状況などに配慮した雇用対策、地域資源活用臨時特例費の創設による別枠加算等により、地方交付税の総額を一・一兆円増額しております。また、本法案は、高金利の地方債の公債費負担を軽減するため、徹底した行政・経営改革を行う地方自治体を対象に、平成二十二年度から三年間で一・一兆円規模の公的資金の補償金免除継り上げ償還を行う規定を盛り込んでいます。

これらの措置が、深刻な経済雇用情勢に直面する地方を救い、地方再生の起爆剤となることが期待できます。

次に、地方税法等の一部を改正する法律案について申し述べます。

これまで、税負担軽減措置等については、適用実態が必ずしも明らかでない、特定の業界や一部の企業に恩恵が与えられている疑いがあるなど、いろいろな問題が指摘されました。

政府税制調査会で地方税における税負担軽減措置等を大きく見直した結果、本法案で廃止する項目はサンセットも含めると四十七項目、縮減する項目は十項目となっています。さらに、本法案は、税負担軽減措置等の適用実態を把握し、その結果を国会へ報告する仕組みを規定しています。

これらの措置は、納税者の視点に立つた、公平、透明、納得の税制の確立に資するものであります。

最後に、地方が地方財政関連法案の一刻も早い成立を待ち望んでいることを申し述べ、私の賛成討論を終わりります。

以上でございます。（拍手）

○近藤委員長 次に、谷公一君。

○谷委員 私は、自由民主党・改革クラブを代表し、地方税法等の一部を改正する法律案に賛成の討論を行います。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案について、反対の理由を申し上げます。

第一に、政府案は、事実上、子ども手当の財源を確保するために、個人住民税の扶養控除の見直しを行つものである点であります。

本来、個人住民税の控除については、税制の抜本改革の全体の中で体系的に議論すべきであります。政府案は、消費課税を含む税制の議論から逃げ、子ども手当の財源確保のために所得控除の廃止を利用する場当たり的なものであり、無責任さはありませんものであります。恒久的な施策は恒久的な財源のめどが立つてから実施することは、財政のイロハではありませんか。

第二に、ガソリン税に連動して、軽油引取税の暫定税率の課税停止を行う点であります。市場の動向という他動的な要因による減収リスクを一方的に地方に押しつけるばかりでなく、地方の減収をどう補てんするかについても法律上何も触れておらず、地方は極めて不安定な状況に置かれます。加えて、国民生活の面から見ても、課税停止のたびに国民生活に大混乱が生ずることは明らかであります。

そもそも、マニフェストを形式的に守らんがた

ために暫定税率を廃止して、当分の間の税率を設けているという詐欺師顔負けの説明を弄し、子供でも言わないような詭弁を弄し、マニフェストの誤りを覆ふ隠そうとしたこと自体、羊頭狗肉を地でいくものであります。

第三に、たばこ税に引き上げる際には、たばこと健康の関係、葉たばこ業者やたばこ小売店への影響などについて十分な検討を行う必要があります。政府案は、議論が生煮えのまま、数字のつじま合わせのために税率を引き上げる極めて乱暴なものであります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、総合的に我々自民党として、健全野党として判断し、賛成するものの、懸念事項を申し上げます。

第一に、額であります。平成二十二年度の財源不足額は前年度より約八兆円も増額し、過去最大の十八兆円を超える中での増額であり、一兆一千億円の増額では焼け石に水の状況であります。

第二に、今年度限りの特例措置であるということがあります。交付税率の引き上げは全く実現せず、地方交付税の増額も、原口大臣の主張の三分の一にも満たなく、しかも単年度限りの措置であり、平成二十三年度以降の保障は全くないのであります。

第三に、歳出です。地方交付税総額の増額に伴つて、地方財政計画の歳出に、特別枠、地域活性化・雇用等臨時特例費九千八百五十億円を新設しておりますが、一方で、前年度措置された地域雇用創出推進費五千億円を廃止し、あわせて、コンクリートから人へと称して投資的経費の単独事業を何と一兆二千百二十五億円も削減しており、差し引きすると、七千二百七十五億円もの地方の支出が減つております。

第四に、一般財源です。政府は、地方税が減る中、一般財源が三千億円増額したと宣伝していまが、これも、子ども手当五百億円など一般行政

経費の増に係る一般財源の五千億円の増額や公債費の増額一千億円を含んでおり、差し引きすると、実質的に一般財源は三千億円ものマイナスとなつております。

総じて見れば、今回の地方に対する税財政措置は、予算も含め、子ども手当の財源の地方へのツケ回し、国民を欺く暫定税率の実質的な継続など、みずから口にした国民への約束すら守れない虚飾に満ちたものであり、デフレスパイアルの渦に巻き込まれつつある地方をしっかりと支えるためには力不足のものと断じざるを得ません。

鳩山内閣は、地域主権、緑の分権改革など目新しい言葉を並べて、地域の創富力を高めるなどと口当たりのよいことを言っておられます。が、地方が今望んでいるのは、目前に迫った危機を何としても回避し、中長期的な見通しをしっかりと立てることであります。

国、地方を通じて、子ども手当の創設など、さらなる負債を将来世代に押しつけようとする財政的児童虐待をこれ以上進めないことを強く主張して、我が党の討論を終わります。

○近藤委員長 次に、西博義君。

○西委員 公明党の西博義でございます。

私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成し、地方税法等の一部を改正する法律案に對しては反対する立場から討論を行います。

まず、地方交付税法等の一部改正案については、前年度の地方交付税額を増額させたこと、そして補償金免除繰り上げ償還を行い、公債費の負担軽減を図っていることは評価したいと思います。次に、地方税法等一部改正案について申し上げます。

今回の税制改正は、マニフェストありきで、その財源をどう捻出するかに終始し、経済対策の視点を失いた戦略なき税制改正です。住民税の扶養控除や特定扶養控除の一部廃止、軽油引取税の暫定税率の維持などについては、明らかな公約違反

です。子ども手当について、結局、財源を十分に確保できずに、マニフェストに載せていないからなつております。

総じて見れば、今回の地方に対する税財政措置は、予算も含め、子ども手当の財源の地方へのツケ回し、国民を欺く暫定税率の実質的な継続など、みずから口にした国民への約束すら守れない虚飾に満ちたものであり、デフレスパイアルの渦に巻き込まれつつある地方をしっかりと支えるためには力不足のものと断じざるを得ません。

鳩山内閣は、地域主権、緑の分権改革など目新しい言葉を並べて、地域の創富力を高めるなどと口当たりのよいことを言っておられます。が、地方が今望んでいるのは、目前に迫った危機を何としても回避し、中長期的な見通しをしっかりと立てることであります。

今回の税制改正は、平成二十二年度税制改正大綱で示された公平、透明、納得という三原則や十分性の原則など、みずから掲げた理念から見て大きな問題があります。所得控除から手当へという方向性が示され、税制の抜本的な改正になるにもかかわらず、全体的な税体系がどうなるのか極めて不透明であります。また、歳入歳出両面の改革でどのよう垂直的公平が図られるのか、これも全体像が示されていません。こうした状況のもとで扶養控除や特定扶養控除の一部を廃止するのには、財源のつまみ食いと言わざるを得ません。

さらに、財政上、均衡がとれている税制改正かどうか疑わしいという問題もあります。子ども手当、高校の授業料無償化、農業戸別補償などばらまき型施策の実施により、国債発行額が五十兆円を超えるという極めてゆるしい事態を招き、速やかにこれら施策の財源確保策を明確にすべきであります。

以上述べて、反対討論とするものです。

○近藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○近藤委員長 これまでに討論は終局いたしました。

○近藤委員長 これより両案について順次採決に入ります。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○近藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○近藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

地方交付税法案に反対する理由の第一は、地方の財源不足への国の責任が果たされていないからであります。

地方交付税法第六条の三第二項は、地方財源不足が三年にわたって生じる場合には、地方行政財政制度の改正または交付税率の引き上げを定めておきます。十五年連続となる地方財政の財源不足は、これまでの行政制度の改正では限界であることを示し、原口大臣も繰り返し交付税率の引き上げを主張してきたのであります。

ところが、この肝心かなめの交付税率の引き上げは行わず、来年度も財源不足額のうち、十兆七千七百六十億円を国、地方で折半するというものが実現するのです。これでは到底、地方財源の総額確保への國の責任を果たしているとは言えません。

反対理由の第二は、地方財源を安定的に保障する措置がないからであります。

自公政権の地方交付税の大削減によって、地方の一般歳出は抑えられ、医療、福祉、教育、雇用など住民サービスは深刻な事態となっています。昨年度に比べ、地方交付税額は一兆円余の増額ですが、これは一年限りの別枠加算によるもので、臨時の、特例的な措置では地方財源を安定的に保障することにはなりません。

反対理由の第三は構造改革路線に基づく地方公務員の定員純減と給与抑制が断ち切られていないからであります。

私の質問に対し、原口大臣は、国が数値を押しつける地方行革が住民サービスの後退をもたらし、地方破壊を進めると答弁されました。そうであるなら、行政改革推進法や骨太〇六など、今なお方針を定める骨太〇六に基づき、来年度地方財政計画は二万人以上の地方公務員純減を盛り込んでいるのであります。

構造改革路線からきっぱりと決別することこそが求められています。

地方税法案において重大なことは、年少扶養控除の廃止と特定扶養控除の縮減で、平年ベースで四千五百六十九億円もの過去最大規模の大増税をもたらす 것입니다。

そもそも、民主党のマニフェストには個人住民税の扶養控除等を廃止するの筋が通りません。国民には何の説明もない、公約違反の大増税であります。政府は、この増税分は最終的に子ども手当の財源として現行の児童手当の一部を残し、地方に一方的に負担を押しつけるなど、地方を無視した姿勢は言語道断であります。

今回の税制改正は、平成二十二年度税制改正大綱で示された公平、透明、納得という三原則や十分性の原則など、みずから掲げた理念から見て大きな問題があります。所得控除から手当へという方向性が示され、税制の抜本的な改正になるにもかかわらず、全体的な税体系がどうなるのか極めて不透明であります。また、歳入歳出両面の改革でどのよう垂直的公平が図られるのか、これも全體像が示されていません。こうした状況のもとで扶養控除や特定扶養控除の一部を廃止するのには、財源のつまみ食いと言わざるを得ません。

さらに、財政上、均衡がとれている税制改正かどうか疑わしいという問題もあります。子ども手当、高校の授業料無償化、農業戸別補償などばらまき型施策の実施により、国債発行額が五十兆円を超えるという極めてゆるしい事態を招き、速やかにこれら施策の財源確保策を明確にすべきであります。

以上述べて、反対討論とするものです。

○近藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○近藤委員長 これより両案について順次採決に入ります。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○近藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○近藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○近藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○近藤委員長 次に、地方自治及び地方税財政に関する件について調査を進めます。

この際、黄川田徹君外四名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・改革クラブ、公明党、社会民主党・市民連合及びみんなの党の五会派共同提案による地方税財政基盤の早期確立に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。黄川田徹君。

○黄川田委員 ただいま議題となりました決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

(案)

地方税財政基盤の早期確立に関する件當を行ひ得る地方税財政基盤を早期に確立するため、政府は次の諸点について措置すべきである。

一 現下の厳しい経済環境の下において、地方公共団体が安定的かつ充実した行財政運営を行ひ得る地方税財政基盤を早期に確立するため、政府は次の諸点について措置すべきである。

二 地方税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分發揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含め、国、地方を通ずる抜本的な見直しを検討すること。

二 地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、地方公共団体間の

格差は止を図る観点に立つて、国、地方を通じる税体系の抜本的な見直しと国、地方間の税源配分の見直しなどを行い、速やかに偏在度が小さく、安定的に充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。

三 巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることにかんがみ、計画的に、地方財政の健全化を進めるとともに、臨時財政対策債をはじめ、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講ずること。

四 地方税財政に係る諸制度の見直しに当たっては、特に財政基盤の脆弱な市町村に対し、手段の配慮を行うこと。

五 政策的促進策の下に、多くの市町村合併が行われてから相当の期間が経過している現在、合併 당시に予想できなかつた社会経済情勢の変動が生じている団体も多いことにかんがみ、合併市町村の合併に伴う特例措置の適用状況と行財政運営の現状を分析し、これを踏まえ、合併市町村の今後の行財政運営に不測の支障が生じることがないよう、適切な措置を講ずること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○近藤委員長 起立多数。よって、本動議のとおり、地方税財政基盤の早期確立に関する件を本委員会の決議とするに決しました。

この際、総務大臣から発言を求められておりま

○原口國務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○近藤委員長 お諮りいたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○近藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○近藤委員長 〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○近藤委員長 次に、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事会等において御協議つてまいりましたが、お手元に配付いたします。

本件につきましては、先般来理事会等において御協議つてまいりましたが、お手元に配付いたします。

この際、委員長から、本起草案の趣旨及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、本起草案の趣旨について御説明申し上げます。

御承知のように、過疎対策については、昭和四十五年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、これまで四度の立法が超党派の議員立法として行われてきたところであります。平成十二年に制定された現行の過疎地域対策緊急措置法は、この三月末日をもちまして有効期限が経過いたしました。

しかし、これまで、これらの法律に基づき、総合的、計画的な過疎対策が積極的に推進され、過疎地域の産業振興や交通通信基盤・生活基盤の整備などに一定の成果が上がっておりますものの、過疎地域は、なお、引き続く人口減少と著しい高齢化に直面し、農林水産業の衰退、いわゆる限界集落の発生、地域医療体制の弱体化など、さまざまな課題が生じております。

○近藤委員長 起立多数。よって、本動議のとおり、地方税財政基盤の早期確立に関する件を本委員会の決議とするに決しました。

この際、総務大臣から発言を求められておりま

これは、過疎地域の住民にかかわる問題というにとどまらず、過疎地域が、食料や水の供給、エネルギーの提供、国土の保全、災害の防止、地球温暖化の防止等はもとより、都市住民への安らぎや教育の提供の場として、極めて重要な公益的機能を有していることを思えば、国民の安全・安心に直結する重要な問題であり、過疎地域については、その公益的機能を適切に認識、評価した上で、過疎問題の解決を国民全体にかかわる重要な課題ととらえ、実効性ある対策を切れ目なく講じていく必要があります。

このような現状認識にかんがみ、過疎地域自立促進特別措置法について、期限延長を行うとともに、過疎地域の要件の追加や計画策定等の義務づけの見直し、ソフト事業に対する支援措置の拡充等を行うこととし、ここに本起草案を提出することとした次第であります。

次に本案の内容について御説明申し上げます。

第一に、現行法による過疎地域に加え、人口及び財政力に関する一定の要件を満たす地域を過疎地域として追加することとしております。

この場合、人口要件に関しましては、国勢調査の結果によつて、平成十七年人口の昭和三十五年人口に対する減少率が三三%以上であること、またはこの人口減少率が二八%以上であり、かつ、平成十七年人口における高齢者比率が二九%以上もしくは若年者比率が一四%以下であること、ま

たは平成十七年人口の昭和五十五年人口に対する人口減少率が一七%以上であること、のいずれかに該当することとしております。なお、平成十七年と昭和三十五年の間の人口減少率による場合は、平成十七年人口の昭和五十五年人口に対する増加率が一〇%未満である場合に限ることとしております。

また、財政力要件に関しましては、平成十八年度から平成二十年度までの財政力指数の平均が〇・五六以下であること等としております。

第二に、都道府県が策定する過疎地域自立促進方針、過疎地域自立促進市町村計画及び過疎地域

自立促進都道府県計画について、これらの策定に

係る義務づけを廃止するとともに、市町村から都

道府県に対する事前協議の内容を見直す等の所要

の措置を講ずることとしております。

第三に、過疎対策事業債の対象施設に関し、認

定こども園、図書館、自然エネルギーを利用する

ための施設を対象施設に追加するとともに、小中

学校の校舎等についての統合要件を撤廃すること

としております。また、地域医療の確保、住民の

日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維

持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に

安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図

るために地方債を財源として行うことが必要

と認められる事業として過疎地域自立促進市町村

計画に定めるものの実施に要する経費について、

人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して定

める額の範囲内で、過疎対策事業債の対象とする

こととしております。なお、この場合、基金の積

み立ても対象事業に含むものとしております。

第四に、所得税及び法人税に係る特別償却を行

うことができる事業及び地方税の課税免除または

不均一課税に伴う措置の対象業種のうち、ソフト

ウエア業を廃止し、新たに情報通信技術利用事業

を追加することとしております。

第五に、現行法の有効期限を平成二十八年三月

三十一日まで、六年間延長することとしておりま

す。

第六に、この法律は、平成二十二年四月一日か

ら施行することとしておりますが、有効期限の延

長に係る改正については、公布の日から施行する

こととしております。また、関係法律の改正その他

所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、本案施行に要する経費は、平成二十二年

度約六十億円の見込みであります。

以上が、本起草案の趣旨及びその内容であります。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する  
法律案

〔本号末尾に掲載〕

心から感謝の意を表しながら、ただいま議題となりました決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

過疎対策の推進による過疎地域の自立促

進に関する件(案)

衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。原口総務大臣。

○原口国務大臣 本法案の提出に際して、議員各

位の御努力と御熱意に対し、深く敬意を表するものでございます。

政府といたしましては、過疎地域の現状にかかる

がみ、本法律に異存はございません。

御可決いただきました暁には、その御趣旨を踏

まえて適正な運用に努め、過疎地域の自立促進を

図るため、なお一層の努力をしていく所存でござ

ります。

○近藤委員長 お諮りいたします。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する

法律案起草の件につきましては、お手元に配付の

案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の

法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○近藤委員長 起立総員。よって、そのように決

しました。(拍手)

なお、本法律案提出の手続等につきましては、

委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議あ

りませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○近藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○近藤委員長 この際、黄川田徹君外五名から、

民主党・無所属クラブ、自由民主党・改革クラブ

、公明党、日本共産党・社会民主党・市民連合

及びみんなの党の六会派共同提案による過疎対策

の推進による過疎地域の自立促進に関する件につ

いて決議すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。山口俊一

○山口(俊)委員 ただいま過疎法の改正案につきましても御採決をいただきました。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する

互扶助機能の低下、身近な生活交通の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増

加などの課題が深刻化していることを踏まえ、集落の現状と課題を十分に把握しながら、各集落の実態に即して、住民の安全・安

心な暮らしを確保する事業の実施や、集落を積極的に講じられるようになります。

過疎対策の推進による過疎地域の自立促進

進に関する件(案)

衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。原口総務大臣。

○原口国務大臣 本法案の提出に際して、議員各

位の御努力と御熱意に対し、深く敬意を表するものでございます。

政府といたしましては、過疎地域の現状にかかる

がみ、本法律に異存はございません。

御可決いただきました暁には、その御趣旨を踏

まえて適正な運用に努め、過疎地域の自立促進を

図るため、なお一層の努力をしていく所存でござ

ります。

○近藤委員長 お諮りいたします。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する

法律案起草の件につきましては、お手元に配付の

案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の

法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○近藤委員長 起立総員。よって、そのように決

しました。(拍手)

なお、本法律案提出の手続等につきましては、

委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議あ

りませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○近藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○近藤委員長 この際、黄川田徹君外五名から、

民主党・無所属クラブ、自由民主党・改革クラブ

、公明党、日本共産党・社会民主党・市民連合

及びみんなの党の六会派共同提案による過疎対策

の推進による過疎地域の自立促進に関する件につ

いて決議すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。山口俊一

○山口(俊)委員 ただいま過疎法の改正案につきましても御採決をいただきました。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する

互扶助機能の低下、身近な生活交通の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増

加などの課題が深刻化していることを踏まえ、集落の現状と課題を十分に把握しながら、各集落の実態に即して、住民の安全・安

心な暮らしを確保する事業の実施や、集落を積極的に講じられるようになります。

過疎対策の推進による過疎地域の自立促進

進に関する件(案)

衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。原口総務大臣。

○原口国務大臣 本法案の提出に際して、議員各

位の御努力と御熱意に対し、深く敬意を表するものでございます。

政府といたしましては、過疎地域の現状にかかる

がみ、本法律に異存はございません。

御可決いただきました暁には、その御趣旨を踏

まえて適正な運用に努め、過疎地域の自立促進を

図るため、なお一層の努力をしていく所存でござ

ります。

○近藤委員長 お諮りいたします。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する

法律案起草の件につきましては、お手元に配付の

案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の

法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○近藤委員長 起立総員。よって、そのように決

しました。(拍手)

なお、本法律案提出の手続等につきましては、

委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議あ

りませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○近藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○近藤委員長 この際、黄川田徹君外五名から、

民主党・無所属クラブ、自由民主党・改革クラブ

、公明党、日本共産党・社会民主党・市民連合

及びみんなの党の六会派共同提案による過疎対策

の推進による過疎地域の自立促進に関する件につ

いて決議すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。山口俊一

○山口(俊)委員 ただいま過疎法の改正案につきましても御採決をいただきました。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する

互扶助機能の低下、身近な生活交通の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増

加などの課題が深刻化していることを踏まえ、集落の現状と課題を十分に把握しながら、各集落の実態に即して、住民の安全・安

心な暮らしを確保する事業の実施や、集落を積極的に講じられるようになります。

過疎対策の推進による過疎地域の自立促進

進に関する件(案)

衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。原口総務大臣。

○原口国務大臣 本法案の提出に際して、議員各

位の御努力と御熱意に対し、深く敬意を表するものでございます。

政府といたしましては、過疎地域の現状にかかる

がみ、本法律に異存はございません。

御可決いただきました暁には、その御趣旨を踏

まえて適正な運用に努め、過疎地域の自立促進を

図るため、なお一層の努力をしていく所存でござ

ります。

○近藤委員長 お諮りいたします。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する

法律案起草の件につきましては、お手元に配付の

案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の

法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○近藤委員長 起立総員。よって、そのように決

しました。(拍手)

なお、本法律案提出の手続等につきましては、

委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議あ

りませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○近藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○近藤委員長 この際、黄川田徹君外五名から、

民主党・無所属クラブ、自由民主党・改革クラブ

、公明党、日本共産党・社会民主党・市民連合

及びみんなの党の六会派共同提案による過疎対策

の推進による過疎地域の自立促進に関する件につ

いて決議すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。山口俊一

○山口(俊)委員 ただいま過疎法の改正案につきましても御採決をいただきました。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する

互扶助機能の低下、身近な生活交通の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増

加などの課題が深刻化していることを踏まえ、集落の現状と課題を十分に把握しながら、各集落の実態に即して、住民の安全・安

心な暮らしを確保する事業の実施や、集落を積極的に講じられるようになります。

過疎対策の推進による過疎地域の自立促進

進に関する件(案)

衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。原口総務大臣。

○原口国務大臣 本法案の提出に際して、議員各

位の御努力と御熱意に対し、深く敬意を表するものでございます。

政府といたしましては、過疎地域の現状にかかる

がみ、本法律に異存はございません。

御可決いただきました暁には、その御趣旨を踏

まえて適正な運用に努め、過疎地域の自立促進を

図るため、なお一層の努力をしていく所存でござ

ります。

○近藤委員長 お諮りいたします。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する

法律案起草の件につきましては、お手元に配付の

案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の

法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○近藤委員長 起立総員。よって、そのように決

しました。(拍手)

なお、本法律案提出の手続等につきましては、

委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議あ

りませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○近藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○近藤委員長 この際、黄川田徹君外五名から、

民主党・無所属クラブ、自由民主党・改革クラブ

、公明党、日本共産党・社会民主党・市民連合

及びみんなの党の六会派共同提案による過疎対策

の推進による過疎地域の自立促進に関する件につ

いて決議すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。山口俊一

○山口(俊)委員 ただいま過疎法の改正案につきましても御採決をいただきました。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する

互扶助機能の低下、身近な生活交通の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増

加などの課題が深刻化していることを踏まえ、集落の現状と課題を十分に把握しながら、各集落の実態に即して、住民の安全・安

心な暮らしを確保する事業の実施や、集落を積極的に講じられるようになります。

過疎対策の推進による過疎地域の自立促進

進に関する件(案)

衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。原口総務大臣。

六 過疎地域の厳しい現状を十分に踏まえ、実効性ある過疎対策を行うため、本法律施行後速やかに総合的かつ抜本的な検討を開始し、施行後三年を目途として、その検討結果や平成二十二年の国勢調査の結果、地方分権改革の進展状況等を勘案し、必要な措置を講ずること。

右決議する。

以上であります。

それぞれ御尽力、御心配いたしました皆様方には心から感謝を申し上げ、そして委員各位の御賛同をお願い申し上げて説明を終わります。

○近藤委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○近藤委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○近藤委員長 起立総員。よって、本動議のとおり、過疎対策の推進による過疎地域の自立促進に関する件を本委員会の決議とするに決しました。

この際、総務大臣から発言を求められておりま

すので、これを許します。原口総務大臣。

○原口国務大臣 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案について委員長提案の御決

定をいただき、まさにありがとうございます。

これに関して、過疎対策の推進による過疎地域

の自立促進に関する件としていたいた、ただいまの御決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと思います。

大変な作業の中、まとめてくださった皆様に総務大臣としても心からお礼を申し上げて、一言、決議に対する発言にさせていただきます。ありがとうございました。

○近藤委員長 お詫びいたします。

ただいまの決議についての議長に対する報告及び関係当局への参考送付の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○近藤委員長 御異議なしと認めます。よって、実

そのように決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十四分散会

を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人

口で除して得た数値(以下「四十五年間人口減少率」という。)が〇・三三以上であるこ

と。

あって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口のうち六十五歳以上

人口で除して得た数値が〇・二九以上である

こと。

ハ 四十五年間人口減少率が〇・二八以上で

あって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口のうち十五歳以上

三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る

同年の人口で除して得た数値が〇・一四以下であること。

二 國勢調査の結果による市町村人口に係る昭和五十五年の人口から当該市町村人口に

係る平成十七年の人口を控除して得た人口

を当該市町村人口に係る昭和五十五年の人

口で除して得た数値が〇・一七以上である

こと。

第五条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「自立促進方針は」の下に「おおむね」を加え、同条に次の二項を加える。

5 過疎地域の市町村は、自立促進方針が定められない場合には、都道府県に対し、自立促進方針を定めるよう要請することができる。

6 前項の規定による要請があつたときは、都道府県は、速やかに、自立促進方針を定めるものとする。

第六条第一項中「定めなければならない。この場合において、当該市町村は、あらかじめ都道府県に協議しなければならない」を定めることができるに改め、同条第二項中「市町村計画は、の下に「おおむね」を加え、同条第六項中「前二項を

同項第十三項を同項第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

7 第十二条第一項第十三号を同項第十五号とし、同項第十二号中「適正な規模にするための統合に伴い必要となり、又は必要となつた」及び「を適正な規模にするための統合に伴い必要となつた」を「の」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

8 第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の二号を加える。

9 第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十九号の次に次の二号を加える。

10 第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十八号の次に次の二号を加える。

11 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第三条第一

項又は第二項の規定による認定を受けた施設

をいう。)

12 第十二条第一項中「前項」を「第一項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「整備」の下に「又は過疎地

域自立促進特別事業の実施」を加え、同項を同條第三項の次に次の二項を加える。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に

係る平成十七年の人口を控除して得た人口とし、同條第三項の次に次の二項を加える。

4 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項のうち第二項第二号から第九号までの事項については、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。

第七条第一項中「定め、これを総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出するものとする」を「定めることができる」に改め、同條第二項中「都道府県計画は、」の下に「おおむね」を加え、

これを総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出するものとする。

第八条第一項中「前項」に、「同条第五項」を「同條第四項中「前条第五項」を「前条第六項」に、

「第一項」を「前項」に、「同条第五項」を「同條第六項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の二項を加える。

9 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、

これを総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出するものとする。

第十条第一項第十五号を同項第十八号とし、同項第十四号を同項第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

10 第十二条第一項第十三号を同項第十六号とし、同項第十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

11 第十二条第一項第十三号を同項第十五号とし、同項第十二号中「適正な規模にするための統合に伴い必要となり、又は必要となつた」及び「を適正な規模にするための統合に伴い必要となつた」を「の」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

12 第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の二号を加える。

13 第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十九号の次に次の二号を加える。

14 第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十八号の次に次の二号を加える。

15 第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十九号の次に次の二号を加える。

16 第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十九号の次に次の二号を加える。

17 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用して施設で政令で定めるもの

18 第十二条第一項第十三号を同項第十五号とし、同項第十四号を同項第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

19 第十二条第一項第十三号を同項第十五号とし、同項第十二号中「適正な規模にするための統合に伴い必要となり、又は必要となつた」及び「を適正な規模にするための統合に伴い必要となつた」を「の」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

20 第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十九号の次に次の二号を加える。

21 第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十九号の次に次の二号を加える。

22 第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十九号の次に次の二号を加える。

23 第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十九号の次に次の二号を加える。

24 第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十九号の次に次の二号を加える。

25 第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十九号の次に次の二号を加える。

26 第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十九号の次に次の二号を加える。

27 第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十九号の次に次の二号を加える。

28 第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十九号の次に次の二号を加える。

29 第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十九号の次に次の二号を加える。

30 第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十九号の次に次の二号を加える。

31 第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十九号の次に次の二号を加える。

32 第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十九号の次に次の二号を加える。

33 第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十九号の次に次の二号を加える。

34 第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十九号の次に次の二号を加える。

35 第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十九号の次に次の二号を加える。

36 第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十九号の次に次の二号を加える。

第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加え  
る。

2 前項に規定するもののほか、地域医療の確  
保、住民の日常的な移動のための交通手段の確  
保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来

にわたり安全に安心して暮らすことのできる地  
域社会の実現を図るため特別に地方債を財源と  
して行うことが必要と認められる事業として過  
疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの(當  
該事業の実施のために地方自治法(昭和二十二  
年法律第六十七号)第二百四十一條の規定によ  
り設けられる基金の積立てを含む。次項において  
「過疎地域自立促進特別事業」という。)の実施

で「過疎地域自立促進特別事業」という。)の実施  
につき当該市町村が必要とする経費(出資及び  
施設の整備につき必要とする経費を除く。)につ  
いては、地方財政法第五条各号に規定する経費  
に該当しないものについても、人口、面積、財  
政状況その他の条件を考慮して総務省令で定め  
ることにより算定した額の範囲内に限り、地  
方債をもつてその財源とすることができる。

第十五条中第三項を削り、第四項を第三項と  
し、第五項から第十項までを一項ずつ繰り上げ  
る。

第三十条中「ソフトウェア業」を「情報通信技  
術利用事業」に改める。

第三十二条中「第二条第一項第一号中」の下に  
「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは、第  
三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の  
年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年  
度内」と、を加え、「同項第一号中「平成八年度  
から平成十年度まで」とあるのは、「第三十二条に規  
定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が  
公表された日の属する年度前三箇年度内」とを

削る。

附則第三条中「平成二十二年三月三十一日」を  
「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から  
施行する。ただし、附則第三条の改正規定及び  
附則第七条から第九条までの規定は、公布の日  
から施行する。

(経過措置等)

第二条 この法律による改正後の過疎地域自立促  
進特別措置法(以下「新法」という。)第二条第一  
項第一号及び第三十二条の規定は、この法律の  
施行の日以後に行われた廢置分合又は境界変更  
により新たに設置され、又は境界が変更された  
市町村については、適用しない。

第三条 この法律の施行により新たに新法第二条  
第一項の過疎地域をその区域とすることとなる  
市町村については、新法第十条別表を含む。)、  
第十一条、第十四条第四項から第六項まで、第  
十五条规定及び第九項、第十六条第五項、第  
十八条第二項及び第三項並びに第十九条の規定  
は、平成二十二年度の予算に係る国の負担若し  
くは補助又は交付金の交付(以下「負担等」とい  
う。)(平成二十一年度以前の年度の国庫債務負  
担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支  
出すべきものとされた国の負担等を除く。)から  
適用し、平成二十一年度以前の年度の国庫債務  
負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支  
出すべきものとされた国の負担等及び平成二  
十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担  
等で平成二十二年度以降の年度に繰り越された  
ものについては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 この附則に定めるもののほか、この法律

の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め  
る。

(地方交付税法の一部改正)

第五条 地方交付税法(昭和二年法律第二百

十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項の表第二号中「(平成二十一年  
法律第十五号第十二条第二項)」を「(平成十二年  
法律第十五号第十二条第三項)」に改める。

附 則

(農村地域工業等導入促進法の一部改正)

第六条 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六  
年法律第百十二号)の一部を次のように改正す  
る。

第五条第十二項中「同法第七条第四項」を「同  
法第七条第五項」に、「同条第一項」を「同条第四

項」の一部を次のように改正する。

第六条 農村地域工業等導入促進法(昭和十九年  
法律第九十一年法律第百二十二号)の一部を次  
のように改正する。

第七条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一  
号)の一部を次のように改正する。

第八条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)  
の一部を次のように改正する。

附則第三項の表平成二十二年三月三十一日  
号)第二条第一項に規定する過疎地域をいう。)の自立促進に  
関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に  
関すること。

第九条 國土交通省設置法(平成十一年法律第九十八号)  
の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成二十二年三月三十一日  
の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十八年三月三十一日 過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五  
号)第二条第一項に規定する過疎地域をいう。)の自立促進に  
関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に  
関すること。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十一条 國土交通省設置法(平成十一年法律第九十八号)  
の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成二十二年三月三十一日  
の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十八年三月三十一日 過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五  
号)第二条第一項に規定する過疎地域をいう。)の自立促進に  
関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に  
関すること。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十二条 國土交通省設置法(平成十一年法律第九十八号)  
の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成二十二年三月三十一日  
の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十八年三月三十一日 過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五  
号)第二条第一項に規定する過疎地域をいう。)の自立促進に  
関すること。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十三条 國土交通省設置法(平成十一年法律第九十八号)  
の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成二十二年三月三十一日  
の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十八年三月三十一日 過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五  
号)第二条第一項に規定する過疎地域をいう。)の自立促進に  
関すること。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十四条 國土交通省設置法(平成十一年法律第九十八号)  
の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成二十二年三月三十一日  
の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十八年三月三十一日 過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五  
号)第二条第一項に規定する過疎地域をいう。)の自立促進に  
関すること。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十五条 國土交通省設置法(平成十一年法律第九十八号)  
の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成二十二年三月三十一日  
の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十八年三月三十一日 過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五  
号)第二条第一項に規定する過疎地域をいう。)の自立促進に  
関すること。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十六条 國土交通省設置法(平成十一年法律第九十八号)  
の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成二十二年三月三十一日  
の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十八年三月三十一日 過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五  
号)第二条第一項に規定する過疎地域をいう。)の自立促進に  
関すること。

平成二十二年三月十五日印刷

平成二十二年三月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F